議	長	副議長	局	局 長		長	議事係長	議	事	係

予算特別委員会会議録(2)(令和3年2定)									
H	時	△和9年 6月17日 (★)	*)	開	議	午後	1時00分		
	н	令和3年 6月17日(木)		散	会	午後	4時37分		
場	所	第 2 委 員 会 室							
議	題	付 託 案 件							
出席委員		面野委員長、濱本副委員長、横尾・丸山・秋元・髙木・須貝・							
		佐々木・小貫各委員							
説明	員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・							
		福祉保険・こども未来・建設・教育・							
		病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長ほか関係理事者							
		(水道局長、港湾担当部長、消防長、会計管理者、							
		選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、							
		農業委員会事務局長欠席)							

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書記

記録担当

~会議の概要~

〇委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した面野です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、濱本委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、須貝委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。髙橋龍委員が佐々木委員に、高野委員が小貫委員にそれぞれ 交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

〇髙木委員

◎新型コロナワクチンの接種について

まずは、ワクチン接種における集団接種についてお伺いします。

代表質問のときで、ワクチン接種について詳細をお聞きしました。医療従事者の接種実績が1万897回と、そして65歳以上の接種実績が、合わせて1万5,926回と答弁をいただきました。その中で、65歳以上の高齢者のワクチン接種の終了予定も国の方針どおり7月末までに終了する予定と聞いておりますし、希望する市民全ての接種を10月末までに終了する予定と答弁をいただきました。

そこで、来週から開始される集団接種について伺います。来週の話なので、もしアバウトでしか決まっていないようであれば、間に合わないようなのでお聞きします。

まずは、今、実際スタッフはどれぐらいの人数を確保しているか、お聞かせください。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

集団接種の人員体制につきましては、現段階では民間事業者から50名を考えております。

また、医師につきましては、計60名です。看護師につきましては、計212名を考えておりまして、医療従事者といたしましては、総計272名の予定でございます。

〇髙木委員

それでは、今日現在の初日の予約人数をお聞かせください。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

先ほど確認いたしましたところ、初日につきましては定員450名のところ、226名予約で埋まっておりました。

〇髙木委員

それでは、初日の予約人数によって医師と看護師の確保数についてはどうですか。お聞かせください。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

医師と看護師につきましては、チームということを考えておりまして、医師1名に看護師4名で、50名の方を担当するということで、現在のところ医師会とは話をしているところでございます。

〇髙木委員

土曜日の定員450名中、初日の予約が226名であると。その226名で実施するのか、ある意味その450名の医師と看護師の人数で実施するのか、そこをお聞かせください。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

体制につきましては、現在のところ450名が接種を受けるということで体制をつくっております。それと先ほど申し上げましたけれども医師1名、看護師4名のチームにつきましては、1時間で50人の接種をやる体制ということを付け加えます。それプラス、救護所をつくりまして、そこには常時医師1名と看護師2名が待機しているという体制をつくっております。

〇髙木委員

今時点で予約されている226名については、時間指定というか時間単位で予約を受け付けているのか、それとも何時に集合してくださいと一括でしているのか、その辺の詳細をお聞かせください。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

30分ごとの予約をさせていただいておりますので、時間ごとにお越しいただくという体制になっております。

〇髙木委員

予約枠だけを設けても、人材がいないのにキャパオーバーになってしまうと、事故が発生する可能性があると思いましたので、少し質問をさせていただきました。

今回予約をされた226名の中で、30分ごとに来ていただく。その30分の間に何名かがキャンセルした場合は、どのように対処しますか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

当日のキャンセルにつきましては、現在検討しているところでございまして、これからその方たちをお呼びできるように名簿などを作っていくということで、今準備を進めているところでございます。

〇髙木委員

来週の土曜日から始まることによって、答弁でも効率的な接種を進めるために待機リストの作成だとかもありますけれども、キャンセルした中で、どの方を対象にするのかは今決まっているのでしょうか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在のところ介護ですとか障害者の方たちの通所系の施設の従事者などを予定しているところでございます。

〇髙木委員

その方たちには、連絡はされていますか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、事業者にメール等を通しまして、御連絡をさせていただいているところでございます。

〇髙木委員

450名に対して226名の予約があった。その差の約230名については、今どのようにお考えですか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

予約につきましては、昨日から始まっており、まだ予約を受け付けている最中でございますので、今後の予約状況を見ながら対応していくことになりますけれども、周知などにも努めまして、できるだけ多くの方に御利用いただければというふうに思っております。

〇髙木委員

では、実際に来週の金曜日に150名が空いていましたという場合は、どう対応していくのでしょうか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

高齢者の次の段階ということで、介護従事者、障害者施設の従事者の方たちが次の段階になりますので、そうい

う方たちに御利用いただくということも考えております。

〇髙木委員

ということは、今、集団接種の中で目標にしている450名をしていかないと、間違いなく今予定している接種終了 日には間に合わないだろうと想定すると、例えばその2日前に、150名がその介護施設従事者だとかという人方に、 土曜日に強制的に接種していただくことになるのでしょうか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

強制的にということではなくて、仕事のローテーションもございますし、それぞれの事業者のスケジュールもありますので、お声かけはさせていただきますけれども、強制ではなくて、いかがですかということでのお勧めというふうになります。

〇髙木委員

それでは、その土曜日に450名できなかったという場合もあり得るということで、理解してよろしいですか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

基本的には接種体制が整っておりますので、広くお声かけをして、できるだけ埋めていきたいというふうに考えておりますので、目標といたしましては、やはり定員いっぱい皆様に御利用いただきたいということで取り組んでまいります。

〇髙木委員

それで本当にこの集団接種は数も数なので、ぜひその目標人数に合わせたスケジュール管理を、来週の土曜日から始まるということなので、少しスピード感を持った体制をつくっていただきたいなと思います。

次に、実際にウイングベイ小樽で集団接種を行うことによって、接種される方の動線というか、その図面の中で どう人が動いて、どう接種していくかというマニュアル的なものは作成されているのでしょうか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

まだマニュアルというものはできておりませんけれども、医師会との話合いの中、あとは業者との話合いの中で 大きな方向性は決めてありますので、それに沿って進めていきます。

基本的には、接種した方と接種していない方が混ざってしまいますと、間違いや事故の基になりますので、できるだけ出入口というのですか、進む方向を一方通行にするですとか、あと要所要所に人を配置するということ。

あと、現在考えているのは、基本的にいらっしゃる方があまり動かないようにということで、医師とか看護師が チームをつくって、ブロックといいますかそこを担当しまして、医師が予診を取りまして、そしてオーケーが出た 方には看護師が打っていくということで、できるだけ市民の皆様に動いていただかなくても済むようにということ で、医師会の医師からも御意見をいただいていますので、そのようなことで今進めているところでございます。

○髙木委員

現時点での動線は理解しました。30分ごとの人数にしてもかなりの人数だと思うので、例えば一方通行にした場合、駐車場から入ってくる人の動線だとか、または手稲区の札幌運転免許試験場みたく、一方通行で出ていけるような状態をつくるのか、または店内から入ってくる人方についての動線が、いろいろなところから入っていけるのかというところは、今どう考えていますか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在考えているのは、4階のお借りする場所につきましては、今テナントが入っていないということで、接種会場以外のところはシャッターを下ろしておいたままにして、エスカレーターで上がっていただいて、帰りはエレベーターを使っていただくというようなことを今想定して、事業者と運営会場の設備をいろいろ整えてくれる業者ともそのようなことの話をしていまして、実際には事前にデモンストレーションといいますか、打合せを現地できちんとした上でになりますけれども、できるだけ人と人が交わらないようにというようなことで考えております。

ただ、救急搬送などがあったときに困りますので、そちらの動線もきちんと確保するということで、図面上ですが考えて、今取り組んでいるところでございます。

〇髙木委員

本当にその人の動線、ほかのお客様もいる中で大変だと思いますけれども、実際に想定しながら動くことが一番 安全な接種会場になるのかと思いますので、ぜひそこの動線のマニュアルまではいかないにしても、まとめていた だきたいなと思います。

それで集団接種についての小樽市のホームページを見たところ、集団接種をします。何日にします。また、予約ができますと書いているのが現状だと思うのですけれども、京都府長岡京市のホームページを見ると、これは少し簡潔ですが、打ちやすい服装で来てくださいだとか、着替える場所がないだとか、駐車場の関係もあるのですけれども、極力車で混雑を避けるような状態にしなさいとかという、少し注意的な文言も載っているホームページがあるのですが、その部分に関しては小樽市としては今後記載することは考えていますか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ホームページには記載していなかったので、これから追加したいと思いますけれども、予約をした方たちにつきましては、予診票をお送りするですとか、またその中にそういう脱ぎ着しやすい、腕を出しやすい、肩を出しやすい服装でお越しくださいなどを入れた御案内文書をお送りしたいと考えておりまして、その中に当日の持ち物なども含めまして、あとは当日キャンセルの連絡先の電話番号ですね、専用の携帯電話の番号なども入れまして連絡をいただくとか、そういうことを文書でお送りしたいというふうに考えているところでございます。

〇髙木委員

全体的に考えると、医師の60名、医療従事者の二百七十数名は接種関係者でいいのですが、民間委託の50名に関しては、ある意味この人数をまとめ切ることは、やはり、綿密な打合せも間違いなく必要になってくるでしょうし、当日何が起きるか分からない、こういう場合はこう対応する、ああいう場合はこう対応するということも、やはり 念頭に置いておかなければトラブルの原因になると思うのですけれども、その部分に関しては全体的にどうお考えでしょうか。

〇小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

委託する会場と、運営を委託する事業者につきましては、いろいろなイベントでのノウハウがあることと、札幌市の自衛隊の会場にも関わっていたり、あと余市町も体育館でやっていますけれども、そちらにも関わりがあるとお聞きしています。それで、実際には各エリアのマネジャーをきちんと置いていただきまして、情報共有ができるようにトランシーバーを使うなどを想定しています。

あと駐車場の入り口ですとか、エスカレーターの要所要所にも人を配置していただくことも、もちろん考えておりますし、マニュアルにつきましては、今その事業者に全体的なものについてはつくっていただき、それを対策本部と医師会と事業者ですり合わせをしてやっていくということを考えております。

土曜日の開設ですけれども、木曜日の夜ですとか事前に医師会の医師にも入っていただきまして、会場や動きなどについても確認をすると。

あと医療スタッフについては、毎回、医師会のドクターでまとめ役を、リーダーになる方をお決めいただきまして、その方と逐一連絡を取ったりということを想定しておりまして、それを医師会にもお願いしているところでございます。

〇髙木委員

この集団接種、今回の土曜日は450名となっていますけれども、その後750名と本当に多くの人が接種しに来るわけであります。750名の皆さんが安心して打てるような環境づくりはやはり大切ですし、国の方針の7月末までにとかという、急いで打つこともいいのか、悪いのか分かりませんけれども、安心して打てるような状況をつくってい

ただきたいなと思います。まず初めてのことなので、ぜひマニュアル関係も進行させてつくっていただきたいと思います。

◎医療体制について

次に、医療体制について伺います。

代表質問でもさせていただきましたが、全国的に医療体制の逼迫という問題が起きています。そこで、新型コロナウイルス感染症の入院者数や療養者数もお聞きしたのですけれども、その中で病院の通常診療の影響ということで質問させていただきました。その答弁の中でお伺いしますけれども、まず一つに、感染者の増加に伴い、診療やケアに当たる医療スタッフへの業務の負担が増大していることが挙げられました。その内訳についてお聞かせください。

〇 (病院) 事務課長

小樽市立病院のことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

当院では、感染症指定医療機関としまして新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受入れを行っているところであります。そのほかに発熱トリアージ外来の設置や新型コロナワクチンの接種対応など、コロナ禍以前に比べまして業務が増えている状況になっております。

また、感染患者や疑い患者の対応のため、感染防護具の着脱などの負担も増えているという状況になっております。

〇髙木委員

まずは小樽市立病院で今どうなっているかをお聞きしたいということで、質問させていただきました。 その中で、看護師の労働時間はどのようになっているかお聞かせください。

〇 (病院) 事務課長

看護師の労働時間の関係なのですが、病棟の看護師は交代勤務となっておりますので、病状の変化などで時間外 勤務が発生することはありますけれども、これまでと労働時間は大きく変わらないというような状況にはなってお ります。

〇髙木委員

もう一つは、おおむね通常診療を行えているが、手術に関しては優先順位をつけて行う必要性があるという答弁 がありました。小樽市立病院ではそのようなことが今起きているのか、また起きた場合にどう対応するのか、お聞 かせください。

〇 (病院) 事務課長

当院においても、手術については優先順位をつけて行っているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受入れを行っているため、病床を確保しておかなければならないことから、感染拡大時には急を要さない、入院を伴わない予定手術を延期するなどをして対応しているところであります。

〇髙木委員

6月6日に救急車の搬送が受け入れられないという報道がありました。この部分については小樽市立病院としては実際にあったのでしょうか。もしあれば、どのように対応したのか、お聞かせください。

〇 (病院) 事務部次長

救急医療の体制につきましては、現在当院の2病棟をコロナ病棟に充てているために、ほかの一般病床は非常に 逼迫している状況が続いております。このため各診療科では、それぞれ患者の重症度を見極めまして、緊急性の高 い患者を優先的に診療に当たっているという状況です。 例えば、当院の基本機関的な診療科である脳神経外科につきましては、頭を打ったなどの救急要請については、 医師の判断で様子を見てもう大丈夫と判断した場合には、救急の要請をお断りすることはありますけれども、例え ばろれつが回らないとか、手足が動かないというような緊急手術を要するような場合は、全て対応していると聞い ております。

また、ほかの診療科についても、同様の対応をしているところでございます。

〇髙木委員

緊急事態の場合には対応しているということで理解しました。この医療体制、全国でも逼迫という報道がされていますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症が少なくなっていくことが一番の医療逼迫にならないのかと思います。まち中でも市長の注意喚起の報道がされていますけれども、やはり病院だとか、公の市役所内でも、新型コロナウイルス感染症に対しての啓発という注意喚起は、強く促していくことが一番の医療体制を守っていくことだと思いますので、我々もそうですし、ぜひ職員の皆さんと共に市民の皆様に啓発を促していただきたいと思います。

〇須貝委員

◎閉校後の学校跡地利用に関して

最初に、閉校後の学校跡地利用に関してということでお話をさせていただきたいと思います。

学校は地域にとって最重要ともいえるインフラの一つであります。したがって、閉校後の学校跡地が長らく活用されない、さらには未整備状態が続くと、景観、美観、防犯上、その地域にお住まいの方々には大きな心の負担になると思います。

今回、私のところへ旧北手宮小学校の相談を手始めに、旧祝津小学校や旧豊倉小学校など、閉校後の学校利用に関して憂う地域にお住まいの方々やアイデアと意欲を持たれる方々とお会いしました。それで、本日は閉校後の学校跡地の交渉過程と現状、今後の方針、さらには一時利用のルールづくり、整備に関するボランティア活動などについて議論させていただきたいと思います。

最初に、閉校して現在も未利用もしくは使途が決定していない学校跡地はどれぐらいあるのか、お答えください。

〇(総務)企画政策室津川主幹

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画策定以降、平成21年11月以降に閉校した施設は16施設あります。

内訳は、跡利用されている施設が、旧量徳小学校、旧若竹小学校、旧手宮西小学校、旧手宮小学校、旧最上小学校、旧入船小学校、旧緑小学校の7施設。検討中の施設は、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、旧北手宮小学校、旧色内小学校、旧天神小学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校の9施設です。

〇須貝委員

平成21年ということですけれども、旧石山中学校は入っていないと思うのですが、旧石山中学校のようなケースはほかにありますか。

〇(総務)企画政策室津川主幹

基本計画策定以前でお答えしますと、平成元年以降に閉校した施設としては、2年3月に旧桃内小学校、14年3月に旧石山中学校、旧東山中学校、旧住吉中学校、18年3月に旧堺小学校があります。いずれもこれらについては、除却済みを含めて使途が決まっております。

〇須貝委員

今お話があった各校の中で、災害時の避難場所に指定されている箇所はありますか。

〇 (総務) 災害対策室進藤主幹

跡利用が決まっていない施設で、引き続き避難所として指定している施設でございますけれども、旧祝津小学校、 旧豊倉小学校の2か所となります。

〇須貝委員

それでは、その2校の跡地ですけれども、被災があった場合に、ここの旧校舎とか建物は使用できるのでしょうか。

〇 (総務) 災害対策室進藤主幹

これらの2か所ですが、機械警備やMCA無線機などを配備しており、これらを使用するための電気は通電しておりますので、基本的には使用が可能であるというふうに考えております。

〇須貝委員

今ありました16校で結構ですけれども、これらの施設の管理監督の部署はいろいろな部署にまたがっている可能性があると思うのですが、どこかお聞かせいただけますか。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

跡利用が未定の9施設についてお答えさせていただきます。

財政部契約管財課所管施設が、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校、旧色内小学校の5施設。教育部教育総務課所管施設が、旧天神小学校、旧松ヶ枝中学校、旧豊倉小学校の3施設。総合博物館所管が、旧北手宮小学校となっております。

〇須貝委員

少し話が戻ってしまいますけれども、先ほどあった避難場所になっている 2 校のところですが、ここの保全整備の状況はどうなっているか、分かりますか。

〇(総務)災害対策室進藤主幹

旧祝津小学校と旧豊倉小学校につきましては、段ボールベッドなどの備蓄品を収納しておりまして、更新入替え 作業があり、平時でも定期的に災害対策室職員が訪れておりますので、その際に併せまして施設の全体的な状況を 確認したり、点検するように努めているところでございます。

〇須貝委員

また、これらの施設の中で、耐震構造になっており、旧校舎がそのまま使える施設はどこがありますか。

〇(総務)企画政策室津川主幹

施設全体が新耐震基準となっていますのは、旧祝津小学校と旧豊倉小学校の2施設となっております。

〇須貝委員

各校ここまでの交渉経過を拝見しました。それで、サウンディング型市場調査を実施したことがあると思うので すけれども、ここはどこでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

サウンディング型市場調査を実施した施設につきましては、平成29年度に旧祝津小学校、令和元年度に旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校の3施設についてサウンディング型市場調査を行っております。

〇須貝委員

この中身を見てみますと、決定に至る案件がなかったというふうに書いていますけれども、それぞれこの 4 校に おいて参加事業者はどのぐらいあったのか、それから問合せ件数は何件あったのか、お聞かせください。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

旧祝津小学校につきましては、1件提案されましたが、その際は調査で期待していた民間事業者が事業主体となって利活用するためのニーズなどの市場性の提案ではなかったことから、方向性を決める段階には至りませんでし

た。

旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校の3施設は一括で調査を行いまして、参加希望のエントリーは2件 あったものの、調査期間中に本調査の実施要領に該当する提案をする事業者はなく、具体的な提案には至りません でした。

〇須貝委員

それでは、このサウンディング型市場調査の募集方法はどのようにされたのでしょうか。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校の例で申し上げます。

- 一つ目は、市のホームページやSNSで募集を呼びかけ、報道依頼をしました。
- 二つ目に、文部科学省のホームページ、国土交通省のホームページなどへの掲載をいたしました。
- 三つ目に、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会のホームページへの掲載をお願いしました。

四つ目に、経済団体等へのメーリングリストによる周知。4団体、小樽商工会議所、中小企業家同友会しりべし・ 小樽支部、北海道NPOサポートセンター、札幌商工会議所です。

五つ目としまして、全国企業への周知として、社会貢献に取り組まれているCSRの先進企業400社に対してメールで直接御案内させていただきました。

〇須貝委員

驚きました。私はこの募集方法において、ホームページやら商工会議所だけにとどまって、少し全道的な、全国 的なアプローチが足らないのではないかと思ったのですけれども、今かなりされていると。私も有力企業への直接 アプローチは、非常に重要だと思ったのですけれども、それも400社されたということでした。

これでもまだなかなか応募がなかったということですけれども、最初の旧祝津小学校においては、期間が非常に 短かったように思うのですが、それはいかがですか。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

旧祝津小学校につきましては、サウンディング型市場調査ということで、最初はこの期間を設定させていただきました。

ただ当然、提案が少なかったということもありまして、その次の旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校につきましては、期間をさらに増やして対応させていただいた。旧祝津小学校が1か月、今回の3校については2か月、ただそれでも提案が少なかったものについて、さらに期間を延ばしたというような経過をさせていただいております。

〇須貝委員

このサウンディング市場調査によって、客観的な市場性とか課題とかが明確になったと思うのですけれども、決定打とならなかった理由と今後の方向性について少しお答えいただけますか。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

問題と考えられるのは、三つあります。

- 一つは、非耐震の建物がほとんどで、耐震改修のために費用負担が大きいことがあります。
- 二つ目は、閉校施設の立地条件が高台にあるなど、交通の利便性があまりよくないこと。
- 三つ目は、用途制限の問題があります。

今後の方向性につきましては、サウンディング型市場調査の提案がない状況におきましては、その後に活用の話がないものにつきましては、基本的には売却も視野に入れて検討を進めることとなります。

〇須貝委員

今後ですけれども、利用先が決定していない先での課題は二つあって、どう活用していくかと、どう保全管理し

ていくのかという問題だと私は思っています。

それで、今回冒頭に言った学校に興味を示す事業者、それから有志の集まりが複数あるケースです。これは旧祝 津小学校ですけれども。それから、興味を示す、または地域を思う有志が複数あるケース、これは旧北手宮小学校 ですけれども、どのように対応していくのかの見解をいただきたいと思います。

〇 (総務) 企画政策室津川主幹

閉校施設の跡利用につきましては、サウンディング型市場調査終了後も令和2年度でも7件、3年度に入っても 4件もう既に民間事業者の方々から御相談があります。現在も対話を続けている事業者の方もいらっしゃいます。 今後も利活用の御提案につきましては、私どもでお受けしたいと考えております。

〇須貝委員

跡地の一時利用といいますか、こういう申込みが今回あって、これにどう対応するのかという問題が生じたので すけれども、これに対してはどのような見解でしょうか。

〇 (財政) 契約管財課長

閉校した学校施設及びグラウンドの暫定利用につきましては、平成29年7月14日付で内規を制定しており、概要 につきましては、旧校舎及び体育館は使用を前提とした維持管理を行っていないため、原則貸付けを行わないこと としております。

ただし、旧グラウンド用地は管理上問題ないと判断する場合に限り、跡利用が決定されるまで暫定的に地域住民 に貸し付けることができ、貸付け期間は、一つの申請につき最大1か月の利用をめどとする旨、規定しております。 なお、利用の可否につきましては、使用目的などを総合的に判断することになると考えております。

〇須貝委員

遊休資産の使い方ということで、旧北手宮小学校の事例ですけれども、やはり、今お答えありましたが、ルールづくりが必要なのかなと思っているのですけれども、今日は総合博物館の方にいらっしゃっていただいているので、この事例について少しお話いただけませんか。

〇(教育)総合博物館主幹

総合博物館で管理している旧北手宮小学校においては、平成29年4月から6月までに手宮地区課外活動連絡協議会に対して校庭の利用がありました。これは手宮中央小学校の改築工事の関係で、校庭を使用できなくなった少年野球などの練習の場として使用を認めたという内容です。

○須貝委員

こういうケースがあったのですけれども、今まで想定していたような事態以外にも利用の考えがある方がいて、 いろいろな申込みがあると。これに対して、いろいろなことを想定してある程度ルールをまた考えていただきたい なと思っています。

冒頭にも言いましたけれども、やはり学校については、地域にとって廃校された後でも、その美観だとか防犯上で町内会の方々が大変心配されています。今回、旧北手宮小学校も地元町内会の方が花壇をボランティアで整備するということでいただいていますし、16校ありますけれども、こういった形のいろいろなボランティアとの協働も今後必要なのかなと思っています。

学校に関してはいろいろなアドバイスをいただく方がいて、アーティスト村としての活用がどうだとか、アーティスト・イン・レジデンスのお話とかも今日しようと思ったのですが、また機会を改めたいと思います。ぜひまた、学校の跡地については小樽市の大切な資産ですので、いろいろ考えていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎「小樽モデル」・「小樽基準」について

最初に「小樽モデル」・「小樽基準」についてということでお話をさせていただきます。

御承知のように飲食店や観光業の方々の打撃は、大変大きなものであります。各事業者も感染対策をやっていただいているとは思いますが、やはり対策においてレベルや注力度、それから危機意識にばらつきがあるとの指摘もあります。

全国的には「山梨モデル」が有名ですけれども、小樽市としてこの飲食観光業において、感染防止対策の基準を明確にして、そして申請ベースではなくてしっかりと市もチェックした上で、「小樽基準」をクリアしたお店を明確にできないかというような御相談がありました。そして、その先には「小樽基準」のステッカーなどを発行できないかというようなお話なのですが、これに対して、いかがでしょうか。見解を伺います。

〇 (産業港湾) 商業労政課長

いわゆる山梨モデルについてですけれども、現在、北海道では独自の第三者認証制度の創出の検討に入っておりまして、飲食店の現地調査をした上で感染対策などをチェックする認証制度を試行的に実施するということで聞いてございます。こういったことで、北海道では、試行的な認証制度の実施に当たりまして、本市にも協力依頼がありましたので、現在、市内飲食店の団体を紹介したというところでございます。

〇須貝委員

これからということですけれども、そこで懸念が出るのは、今例えば新北海道スタイルというステッカーが貼られています。あれは手挙げ方式というか、申請したらみんな来るものです。ではなくて、私が申し上げているのは、そういう飲食店の方々、それから宿泊業をやられている方々も同じくそうですけれども、ある一定の水準をつくって、この水準を満たしたと思うところが申請をして、そこに対して市がきちんと行って、目で見て、チェックをして、一定の定期的なスパンでチェックをして、そういう店が安心ですという宣言をしたらいかがですかということなのですが、いかがですか。

〇 (産業港湾) 商業労政課長

今、委員からも御提案がありましたけれども、お店に行って、直接チェックするというような形で北海道も実施 するということで、今検討しているということでございます。

ステッカーとか、そういった詳細についてはまだ分かりませんけれども、こちらの北海道の制度を使うといった ことが利用者にとっても混乱がないのではないかと思っております。

〇須貝委員

今度の北海道のその制度は、きちんと明確な基準を示して、そして厳しいチェック体制にもなっていると理解します。ぜひ、この小樽の事業者の方々が、胸を張って商売をしたいのだということでお話をいただいていますので、皆様方のまたお知恵と御尽力をお願いしたいと思います。

小樽市内の事業者への支援として、マスクホルダーといいますか、マスクケースを少し御紹介したいと思っております。

御承知の方もいらっしゃるかもしれませんけれども、これは倶知安町でやられているものです。マスクを使って、 飲食店に行ったときにこれに自分のマスクを入れておくというものですけれども、3月に私も見まして、それで小 樽市の飲食店の方もやはり同じような思いの方がいらっしゃる。お金はそんなにかかりませんよねと。

なので、今言ったような小樽市独自の安心の基準を示して、そしてそれにかなうところにはそういう認証ステッカーを与える。加えて、小樽市のお店でこういうようなものをして、小樽市としての事業者に対する心遣いというか、こういうのを見せるのもいいのではないかなと思って、少し紹介しようと思ってお持ちしました。いかがですか。見解だけ伺います。

〇 (産業港湾) 商業労政課長

今、委員から御提案のありましたマスクホルダーですけれども、事業者の意見ですとか、あと財源的なものもありますが、そういったものを考慮した上で、今後の参考にさせていただきたいと思います。

〇委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

〇委員長

公明党に移します。

〇秋元委員

初めに我が党としまして、5月26日に迫市長に対して、二つの緊急要望を行いました。一つは今回、代表質問で取り上げた新型コロナワクチンに関する緊急要望であります。

また、もう一つが、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望についてであります。

◎コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望について

まず、本市の女性の貧困と支援に対する基本的な考えについて伺いたいと思います。

〇(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

本市における女性の貧困とそれに対する支援の状況についてですが、市としていわゆる女性の貧困といわれる課題があることは承知しております。

市民の相談を受けます小樽市生活サポートセンターたるさぽでは、男女問わず市民の皆様から生活上の困り事などの御相談を受けており、支援につきましては相談の訴えに応じて、必要な支援を行っているところでありますので、女性の貧困に対する支援についても必要な支援を行っていく必要があるものと考えております。

〇秋元委員

そこで要望した一つに、小・中学校での生理用品に関する対応も求めておりました。

その後、6月4日には教育長名で小・中学校のトイレの新設ステッカーの貼付について通知がありましたけれど も、その点について説明いただけますか。

〇(教育)学校教育支援室吉田主幹

緊急要望を受けまして、児童・生徒が声を出しやすい環境づくりについて、学校現場の女性教職員に意見等を何いまして、市内全小・中学校の女子児童・生徒が利用いたします女子トイレ内に、生理用品が必要な場合に保健室に備えております生理用品を使うことができるということを知らせるポスターを貼付しておりまして、より一層、子供たちが利用しやすい環境づくりに努めたところでございます。

〇秋元委員

もし分かればで構わないのですけれども、これまでそういうような相談を具体的に把握したようなことはあるのでしょうか。

〇(教育)学校教育支援室吉田主幹

相談の内容については特に把握等はしておりませんが、ただ、保健室に備えている生理用品を何らかの理由で事情があって使いたいという子供たちは実際にいて、渡しているというようなことは聞いてございます。

〇秋元委員

今回5月26日に要望をいたしまして、6月4日付で教育長名で通知していただいて、迅速な対応をしていただいたことで、我が党としても、これに関わる児童・生徒、また保護者の皆さんも大変にありがたいというふうに思うと感じております。ぜひ、今後の運用についても、もし課題があればまたその都度見直していただいて、ぜひ対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、改めてお礼を言いたいと思います。本当にありがとうございました。

次に移りますけれども、同じ要望をした席で、女性の貧困という点を考えれば、小・中学校はもちろんですが、 保護者ですとか、女性の方々が使用されると思われる市有施設などについても、困ったときの相談先などについて 掲示してほしい旨も要望しましたが、その辺についての議論といいますか、対応についてはどのようになっていま すでしょうか。

〇 (総務) 総務課長

市有施設におけるステッカーの掲示についてでございますが、現状といたしましては、他都市において既に取り 組んでいる自治体があるということまで確認しております。

今後、具体的な取組内容を確認いたしまして、私ども小樽市としても実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

〇秋元委員

ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、今回、緊急要望をするに至った経緯といたしましては、昨年、国の有識者会議から提言を受けまして、今年3月に参議院予算委員会で我が党の佐々木さやか参議院議員が政府に女性の貧困に関する実態把握と必要な対策を講じるように訴えまして、政府からは、今後何ができるか検討したいという答弁がありました。

また、それまでの地域女性活躍推進交付金事業の活躍推進型、寄り添い支援型に加えて、つながりサポート型の 予算として13億5,000万円が追加措置されることになりましたけれども、今回小樽市において我が党の議員から担当 部署と様々な調整をさせていただきまして、今回の緊急要望をするに至りましたが、まずそこで、つながりサポー ト型事業の内容について説明していただけますでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

地域女性活躍推進交付金のつながりサポート型についてですが、地方公共団体が不安を抱える女性の相談支援や、 居場所づくりなどに関する事業をNPO等に委託して、実施した場合に受けることができる交付金になっております。

〇秋元委員

そこで、現在本市におきまして、コロナ禍などによる女性の問題ですとか、課題は把握されておりますか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

本市においての課題を把握しているかということですが、本市においてはDVや性暴力の増加、また生理の貧困などをはじめとする経済的な困窮など、様々な女性特有の課題があるということは承知しておりますが、本市にはまだそのような話は来ておりません。

〇秋元委員

具体的な相談がないということですよね。

今お話しいただきましたけれども、実際はそういう相談の一つ一つが女性の貧困につながっていくようなケースもあるかと思うのですが、その辺の押さえは、されていますでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

仮に相談があった場合ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

仮に相談があった場合は、現在本市では、各担当でそれぞれ相談窓口を設置しており、相談にいらした方に対しては、窓口間で連携を図り対応しておりますが、悩みを抱えていても相談に来ることができないなど、潜在化した方の把握ができていないのが課題だと考えております。

〇秋元委員

それで先ほど説明いただきました、つながりサポート型事業ですけれども、今回、我が党の議員が原課と調整を

させていただく中で、本市には委託できる事業を受けても、委託できるNPOがないという話だったとのことですが、この事業は、市内に拠点を置くNPOでなければ委託できない事業なのか、その辺はどうでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

北海道に確認いたしましたところ、市外でもその法人の活動範囲が本市であれば、本市の交付金の活動にも委託できるという話でありました。

〇秋元委員

この事業は、まず各自治体が手を挙げて申請する形になると思いますけれども、NPOに委託する中で例えば本 市のNPO法人ですとか、女性団体ですとか、そのような女性に特化したという言い方をすれば、何団体ぐらいあ るものでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

女性に特化した団体ということで、市内の女性団体という名前で登録している団体は、令和3年2月1日現在22 団体です。

〇秋元委員

私も、実は札幌のNPOの方に少しお話を伺ったのです。

その方は、小樽にも事業として来たことがありまして、お話をさせていただく中で、協力できる部分もあるのではないかということで、ただ、いろいろとその方々からもお手伝いいただきたい内容も、小樽市ですとかほかの団体にも及ぶこともあるのではないかというようなお話だったのです。実は今回、内閣府男女共同参画局総務課の事務連絡の中で、本事業の実施に当たっては、一地方公共団体当たりの委託する団体数上限はないということなのです。先ほど御説明いただきましたけれども。

そういうことを考えれば、市がNPOですとか、団体などのコーディネートを今後していく必要があるのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

現在支援の取組について検討中ですが、場合によっては複数の団体を併せて御協力いただくことも可能と考えて おります。

〇秋元委員

それで、先ほどのつながりサポート型事業、男女共同参画局のホームページを見ますと、実は締切りが5月28日だったのです。ただ、中身を見ますと、予算枠内であったために追加募集を行うという考えもあるみたいなのですけれども、その辺の情報はあるのでしょうか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

当初の募集の中に予算の範囲内で追加募集もある旨の記載がありました。しかし、現時点では、まだ追加募集の通知は来ておりません。

〇秋元委員

ぜひ、まずは情報を収集していただきたいと思います。

それでこの事業は様々なメニューがありまして、その中に人材の養成というところもありました。またこの人材の養成につきましては、先ほど女性団体の数なども聞きましたけれども、今後、小樽市にとっては、それら女性の貧困対策に携わっていただける方々の養成は必ず必要になってくるだろうなと考えれば、ぜひ本市にとってこの事業は、様々な課題はあるとは思いますが、取り組まなければならないのではないかと考えているのですけれども、その辺についてはいかがですか。

〇(生活環境)男女共同参画課長

人材育成の取組ということですが、現在支援の取組について検討していますので、その中でそういったことがで

きるかどうかも考えていきたいと思います。

〇秋元委員

そこで、内閣府男女共同参画局総務課から発出されました地域女性活躍推進交付金の活用促進及び交付申請に当たっての留意事項等についてですけれども、「各地方公共団体におかれましては、本事業実施の趣旨を御理解いただき、下記の点及び別紙に御留意の上、不安を抱える女性への相談支援等に取り組まれるよう、積極的な御活用をお願いいたします。」ということでありました。

本事務連絡については、児童・生徒及び学生への支援について教育機関と連携する観点から、文部科学省を通じて教育委員会や大学等へも周知するということでありましたけれども、教育委員会や大学などへの周知は、どのようになっているか把握されていますか。

〇(教育)学校教育支援室吉田主幹

大学等に関しましては、文部科学省から直接送られているというふうに伺っております。

また、私ども小樽市教育委員会につきましても、北海道教育委員会から同趣旨の内容のものが来てございます。 今後NPO法人等から依頼があった場合には、悪い話ではございませんので、協力等もしていければというふうに 考えてございます。

〇秋元委員

大学等の状況は、現在のところ確認されていないという状況ですか。

〇(教育)学校教育支援室吉田主幹

私どもで直接、大学を管理しているところではございませんが、大学に聞きましたところ、内閣府が実施する交付金の活用促進について、事務連絡等が来ていることは承知しているということで、同じようにNPO法人等から依頼等があった場合には、協力いたしたいということで先ほどお話を伺ったところでございます。

〇秋元委員

小樽市の事業の離職者支援給付金の給付者が448人中、男性が181人、女性が267人と女性の給付者が男性に比べて 圧倒的に多いという点で、実は市長も大変危惧されておりました。この点を考えましても、女性の生活困窮者がい るということは間違いないですし、市は積極的に国のこのメニューを活用して女性の貧困などに対して、支援を行ってもらいたいと思うのですけれども、ぜひ最後に市長の答弁をいただければと思います。

〇市長

女性の貧困への市の対応ということでありますけれども、今、秋元委員からもお話ございましたが、離職者支援一つとっても女性の数が多いわけですし、また、常々思っていることは、独り親世帯の割合が小樽市は全国の2倍ぐらいあるわけで、改めてこの問題が出る前から女性が苦労しているということは十分承知しておりましたので、今回、交付金の話も今いろいろ議論されましたけれども、様々な観点でこれから女性の貧困に、市としても取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

〇秋元委員

大変力強い答弁だったと思います。

小樽市の女性の皆さんが安心して暮らせるまちにするために、ぜひよろしくお願いいたします。

〇横尾委員

◎放課後児童クラブについて

私からは一般質問からということで、まずは放課後児童クラブについてお伺いいたします。

その中で聞き切れなかった部分だったのですけれども、放課後児童課の職員体制について確認いたしましたが、 課長、係長、係員がそれぞれ1名で、各クラブの支援員等が5月1日付けで141名というお話を確認しました。 ばらばらにいろいろな学校だとか、そういったところにいるこれだけの職員をこの人数で監督というか、見ることができるのかは単純に疑問ですけれども、この辺はいかがでしょうか。

〇(こども未来) 放課後児童課長

141人の会計年度任用職員を抱えていることに関しましては、人数が多いという事実がございますので、大変な部分があるという実情であります。

〇横尾委員

ちなみに、学校だとかに入っていると思うのですけれども、学校の校長だとか、ほかの施設の管理者などがいる と思うのですが、そういった方が業務に関わったりだとか、相談に乗ったりなどはあるのでしょうか。

〇 (こども未来) 放課後児童課長

学校全体としては、学校長が管理者になりますけれども、放課後児童クラブ室に関しましては、学校の一室をクラブ専用として利用させていただいていますので、原則的にはこども未来部の所管ということで、何かあった場合には原部への相談という形で対応しております。

〇横尾委員

なかなか大変な状況だなと感じております。

そこで業務委託の関係も少しお伺いいたしましたけれども、その答弁といたしまして業務の特殊性や専門性の観点から委託化などを進めてきたと。委託化の判断基準は、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、経費の縮減などの観点を総合的に勘案するとのことでした。

そこでお伺いしたいのですけれども、私がこの業務委託についてどのようなものが適するのか少し調べたのですが、もう少し具体的に書いているものがいろいろな市などでありました。ちなみに業務形態が時期的に集中するだとか、先ほどの専門的な技術、設備を必要とするもの、そのほかにイベントなど効果的な運営が期待できるもの、同種の業務を行う民間の事業主体があるなどが挙げられていました。

あと、業務委託を決定する際の判断基準は、住民サービスが維持または向上するか、人件費等の経費の削減になるか、事務処理の効率が向上するか、外部の専門的知識や技術の活用が図れるか、行政責任が確保でき住民の理解が得られるか、法令に適合しているかというようなものが示されておりました。

このようなものを小樽市として外部委託を進める際に何か示しているものはあるのでしょうか、お聞かせください。

〇 (財政) 尾作主幹

今、委員からお話いただきました委託するべき業務事例ですとか、そういうものにつきましては、示しているものはございません。

○横尾委員

この外部委託だとかも今回、放課後児童クラブのお話からもさせていただきましたけれども、原部でおそらく検 討されると思うのですが、こういったものがない中で検討は進められるものなのかをお聞きしたいと思います。

〇 (財政) 尾作主幹

原部での委託化の検討につきましては、まず業務を担当する部課で、例えば委員からお話がありました専門的知識を有する業務のほか、定型的な業務や期限付の業務などにあっても、現状の職員だけでは業務を遂行することの困難が想定される場合などに、まず委託が必要かというのを検討しております。

その結果、委託化がよりよい選択であるという判断となった場合に財政部に予算要求され、財政部においても内容を精査し、市長ヒアリング等を経て予算化となるものです。

委託化を選択する判断基準につきましては、一般質問で市長から答弁させていただいていますとおり、市民サービスの向上や業務の効率化のほか、経費の縮減などの観点を総合的に勘案し、その是非を判断しているところです。

〇横尾委員

こういった必要なものが、やはり外部委託という部分も選択肢としてしっかり考えられることが必要だと思うのですけれども、こういったものを職員一人一人にも伝わっていくように、しっかり示したほうがいいのではないかと私は思うのですが、その見解をお聞かせください。

〇 (財政) 尾作主幹

各課で業務の委託化を検討するに当たりましては、当該業務の経験が長い職員もいれば、人事異動してきたばかりの職員もいるなど、様々な職員構成となっていることが想定されております。それに鑑みますと、検討に取りかかる段階で委託すべき業務例などのようなものが示されていると、それによって同じ水準で理解が早くなる面はあるかと推測します。

一方で、委託化によるメリット、デメリットにつきましては、個々の業務の量ですとか内容に応じて異なっています。また、委託化の検討は一職員だけで進めるものではなく、管理職を含めその業務に携わる部課において進められておりまして、経験や知識の補足につきましては、丁寧な助言や先行事例の情報収集などを参考にしながら整理していくことによって、これまで必要な業務委託化については判断し、進められてきておりますことから、現状で事例などを示すことは考えていないところです。

〇横尾委員

今後、職員数だってこのまま人口が減っていけば、この人数というのもなかなかないですし、では減った時点で探すのかという話になると、その少ない人数で業務を検討していくのは、非常に難しいかなと思っています。こういったところは、やはり丁寧に示したほうがスムーズに進むのかなと思いました。

今回は、放課後児童クラブの外部委託については検討されているという話でしたので、しっかりと検討もなされていると思いますけれども、何が自分たちでやる仕事なのか、または外部の方たちの、民間の力を借りていくのかという部分は、今後非常に大事な問題だと思いますので、またそういったものがありましたらお話しさせていただきたいと思います。

◎公園の充実について

続きまして、公園の充実についてお伺いさせていただきます。

公園の整備について聞かせていただきましたけれども、第7次小樽市総合計画の目標を達成するためにどのような取組をするのかというお話をさせていただいたところ、アンケートを行って、利用者のニーズに合わせた遊具の整備や老朽化したトイレに対する要望に応えて、洋式化の推進に取り組んでいると。現在の取組は分かったのですけれども、これで総合計画の目標は達成されるのかというのは、個人的に少し疑問がありました。

今後の取組で具体的に何か検討されるものがあればお聞かせください。

〇 (建設) 公園緑地課長

遊具の更新とトイレの洋式化を行っているところでございますけれども、そのほかの取組につきましては、遊具の更新に合わせベンチの補修や、既存の滑り台の開口部を塞ぐ作業、これは現在の基準に適合するような補修を実施しているところでございまして、昨年は5基実施したところであります。

今後につきましても同様に、まずは利用者の安全確保を図るため、必要なパトロールですとか補修の作業に当たってまいりたいと考えてございます。

〇横尾委員

公園のあるべき姿に戻すことで、そのような総合計画の目標が達成されることになるという考えなのでしょうか。

〇(建設)公園緑地課長

まず、目標の達成につきましては、今後につきましても市民の皆さんの御意見を伺いながら、また業務内容を見 直しながら、公園利用環境の改善に努めてまいりたいと考えてございます。このことによりまして、現在、総合計 画に定めております目標を上回るように努めてまいりたいと考えてございます。

〇横尾委員

最後に確認ですけれども、これをしないと次に進めないというような考え方でよろしいのでしょうか。

〇 (建設) 公園緑地課長

はい。本市においては、開設してから30年以上経過する公園が約8割を超えてございます。各施設の標準使用期間ですとか耐用年数は、それよりも短い期間が設定されているというのが今の基準でございます。

ですので、まずそれらの危険性を排除することによりまして、利用環境の改善が図られると、まずそこが一番重要だろうというふうに考えてございます。

〇横尾委員

次に、公園の維持管理を充実させるための具体策としてもお聞きいたしました。

市民から寄せられる情報を踏まえて、適切な時期に必要な維持管理を行うよう努めているとのことですけれども、 この適切な時期とはどのようなもののことを言われているのかお聞かせください。

〇 (建設) 公園緑地課長

適切な時期の維持管理につきましては対処療法的、これは壊れてから直す、または応急措置的、壊れたら使用を禁止するといった対応のみではなくて、例えば遊具でしたら、適切な時期に、遊具の塗装や部品交換などを実施して延命化を図り、コストの削減にもつなげつつ、安全で快適な利用環境の向上を図ることを目指すということでございます。

〇横尾委員

具体的な取組をお聞きしましたけれども、目指すということをおっしゃられたということでよろしいのでしょうか。

〇 (建設) 公園緑地課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり老朽化が著しい施設が大変多い状態でございますので、補 修や更新の前にその施設の利用停止をしなければならないような状況にもございますが、今は遊具の更新に取り組 んでいるところでございまして、平成25年度から実施している更新は、今年度末で遊具全体の約5割が終了する見 込みとなってございます。このような取組を進めてまいりたいと思っております。

〇横尾委員

次に、公園利用者の把握についてもお聞きしましたけれども、正確に把握することは困難だというのは分かりま した。

職員パトロールやアンケートで利用状況の把握に努めるとされていましたけれども、職員によるパトロールはどのぐらいの頻度で行われているのかお聞かせください。

〇 (建設) 公園緑地課長

公園パトロールの頻度でございますが、直営によるパトロールは6月に1回、夏季休業前に1回、それと冬季に 2回実施しているほか、維持管理作業を実施する公園については随時行っているところでございます。

〇横尾委員

ちなみに維持管理されている公園は何か所ぐらいですか。

〇 (建設) 公園緑地課長

都市公園で申しますと、現在供用しているのは93か所になります。

〇横尾委員

それらの93か所は、随時パトロールされているということで、分かりました。

次に、街区公園と近隣公園と地区公園の話をさせていただきましたけれども、近隣公園、街区公園をつながって

利用される方たちがいるのではないかということでお聞きしたところ、公園はそれらの目的に応じた設備を整えるというようなお話がありましたが、街区公園だと250メートル範囲に住んでいる方を誘致するような公園で、その規模。近隣公園だと500メートル範囲の規模の方をというお話ですけれども、やはり徒歩圏内は、さらにそれより大きい1キロメートル程度ですので、その範囲内にやはり街区公園も近隣公園も存在することは多々あるので、徒歩で行ける中の公園は皆さん利用していただいたほうがいいのかなということで、利用されるのであれば、その公園も特色をつけたりだとか、遊具が重ならないようにするなど配慮されてはどうかというお話がありましたが、そこで地域ごとや公園の種別ごとに求められる機能を把握するというようなお話がありましたけれども、これはどういう内容なのかお聞かせいただきたいと思います。

〇 (建設) 公園緑地課長

まず、地域ごとに求められている公園の機能につきましては、現在行っております遊具の更新に当たって実施しているアンケートの中でも、遊具ばかりではなくて公園施設全体について様々な御要望が寄せられてございます。 例えば、大人の方でしたら休憩施設、ベンチの増設を望む声ですとか、遊具についてもそれぞれ地域ごとで要望を 受ける機種、遊び方が違います。そういったことが地域ごとで求められている機能でございます。

次に、公園の種別ごとに求められている機能でございますけれども、例えば地区公園であれば、誘致距離が街区 公園に比べて非常に大きいので、徒歩だけではなくて、中には車を利用されて公園を利用される方もいらっしゃい ますので、そういった面では地区公園には、例えば駐車場が必要になるといったような種別ごとの機能でございま す。

〇横尾委員

そこの地域ごとや公園の種別ごとに求められる機能を集めて出したときに、隣の街区公園と同じような形になってしまったというのをなるべく避けていただきたいというお話だったのですけれども、そこの考え方はいかがでしょうか。

〇 (建設) 公園緑地課長

公園を新たに再整備したり、整備する場合においては、そのような公園の機能の重複を避けるといった考え方も 非常に重要かと思ってございますので、この緑の基本計画を策定する中で市民の皆さんの意見を伺いながら、特色 ある公園の整備について検討してまいりたいと考えております。

〇横尾委員

そういったものをどんどんやはり広報していくことが大事になるかなと。また、遊び方も公園をまたいで遊んでいくことも提案したり、そういったことがすごい大事になってくるのかなと思っております。公園の整備も随時されていくと思いますので、そういったところもしっかりアピールしながら、一般質問でもさせていただいたPARKFULなど、どんどん活用も進めていただいて、やっていること、あるもの、そして、それらの魅力みたいなのを公園緑地課の立場からもどんどんPRしていただいて、市民が少しでも充実したと感じていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

◎協働によるまちづくりについて

次に、市職員と協働によるまちづくりについてお伺いしたいと思います。

地域福祉計画の話をさせていただきました。先日から始まった地域福祉計画のパネル展が渡り廊下でやっていますけれども、それを見させていただきました。小樽市も市内の一事業者としての役割もあるとの答弁もいただきましたので、そのパネル展の中で見させていただいたのですけれども、事業者や団体等が取り組むこととして、例えば施策3、地域におけるボランティア活動の推進においては、事業者としてボランティア活動への参加、そして従業員への参加の促しとありました。小樽市としてこのようなものにも取り組むのかお聞かせください。

〇 (総務) 総務課長

市職員の協働によるまちづくりということで、地域福祉計画における市が事業者としての役割をどのように進めていくのかといったようなことでのお尋ねでございますが、市役所という事業者として何を進めていくか。本会議で市長からの答弁といたしまして、一事業者としては参加しやすい環境づくりや情報提供を行うこと、それから重要なこととしましては職員一人一人が一市民であるということで、理念をよく理解するよう研修を通じて啓発していくといったことを答弁させていただきました。

市といたしましては、研修は重要だと基本に思っておりますが、これまでのボランティア活動への参加と現状といたしましては、例えばまちのごみ拾いですとか、あるいは落ち葉拾い、除雪の関係、市役所の例えば構内の花を植えるガーデニングボランティア、いろいろなものにつきましては、それぞれ所管の部署から、あるいは中心となる職員が全職員に向けて参加を促すといったような形で対応してきております。

基本的に事業者として促すという、全体のことを統括する部署はありませんが、我々といたしましては、まず職員一人一人が参加するという意識を持つといったようなことがやはり重要と思っておりますので、意識の啓発のための研修を通じて行っていくこと、それからボランティアの参加につきましては、どちらかの部署ということではないのですけれども、引き続きそれぞれ所管するところから情報提供を行い、促していくといったような形を続けていくことが大事だと思っております。

〇横尾委員

事業者として今回求めるもの、地域福祉計画もだんだん広まっていって周知されていくと、では事業者として市 として何をしているのかというのは注目されると思いますので、ぜひそういった意識も持って取り組んでいただき たいなと思っています。

その流れで聞かせていただいた通勤手当の1人当たりの平均月額の話もさせていただきました。9,570円とのことでしたけれども、確認ですが、バス1路線を乗ったときの通勤手当額は幾らでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

バス1路線の通勤手当についてですが、現在の手当額は令和2年4月より、バス料金が改定されておりまして、9,163円となっております。改定前は8,400円となっております。

〇横尾委員

9,570円で9,163円ということで、この1路線より高い。大体市役所に通おうとすると、小樽駅前でバスを降りたら、徒歩で来なければならないということで、大体は1路線の金額で収まるのかと思うのですけれども。そのほかに車で通っている方はもっと低い額になると思います。その上で、9,570円ということでありますけれども、なぜ高くなっているのかという検証はされているのでしょうか。

〇 (総務) 職員課長

通勤手当額が高いことにつきましては、検証は行ってございませんが、考えられる理由といたしましては、小樽市内のバス単価が他市と比較すると高いことが挙げられると。ほかにはこれ以降はあくまでも想定になりますけれども、自家用車ではなくて、公共交通機関で通勤している職員が多いこと。あと、市外を含む遠隔地から通っている職員が多いことが通勤手当額の平均額を上げているというふうに想定しております。

〇横尾委員

私はバス1路線の通勤手当額より多いということは、かなり均一路線以外の方も多いし、これだけ上がるということは、市外の方も多いのかなという認識でお聞きしました。市長部局の市外在住者のお話もここに絡めて話させていただきましたけれども、転出理由だったのですが、同居している家族や配偶者が転出地で勤務するためという家族の都合としているものが多いとの認識だというお話でしたけれども、小樽市職員として、小樽市に勤めているのです。そうなると、なかなかこの理由が市民には理解していただけないのかなと思うのですけれども、それにつ

いての見解をお示しください。

〇 (総務) 職員課長

職員の市外転出理由というようなことでございますけれども、まず確かに本市の職員が勤務しているのは、もちろん小樽市でございます。そういったことから例えば、家族が転出地で勤務するといった理由であっても、小樽を離れるのはいかがなものかという御意見も大変ごもっともなことであると考えております。

また、家族や配偶者を理由として転出する職員が転出地による生活の利便性を求めて転出したとは一概には考えておりませんけれども、ただ一定程度はそういった考えがあって、転出した職員もいるものというふうに想定してございます。

〇横尾委員

結局何で地域福祉計画を絡めて聞いたかというと、これを市職員一人一人がしっかり実践する、理解していただく、知ることで、小樽への愛着も持っていただけることになるのかなと。地域に入っていくことで、小樽市に貢献したい、自分たちが働いた中での市民との協力ができるだとか、そういったものに価値を見いだしていただければ、もっと小樽市に密着した生活、そしてよりよい仕事ができるのではないかなと思っております。

ですので、地域福祉計画をせっかく策定したのであれば、しっかりと市の職員たちにも伝えていただき、また一緒に実践していただき、通勤手当も実際にこうやって高くなっているものですから。こういったものも下げることもできますし、もちろん市税の納税額だって上がることもあるということで、市職員として働いている中ではかなりのメリットもあると思います。そういったことで、聞かせていただいたのですけれども、そういった思いで研修もぜひしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

〇総務部長

今の御意見は、もっともだというふうに思ってございます。私どもとしましても、やはり職員である以上、小樽市に住んで、やはり地域貢献も含めてやっていくということは非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひとも私どもとしても、これから職員が小樽市に住んでもらうことも含めて、いろいろ策を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分 再開 午後3時00分

〇委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

〇佐々木委員

◎小樽市立地適正化計画について

質問の1点目は立地適正化計画について伺います。当初予算で立地適正化計画推進経費として、1,000万円予算化して、計画策定に動き出しているようです。ホームページを見ましたら、6月9日に小樽市立地適正化計画の策定についてというものがアップされておりました。そういうものを見ながら、本計画策定の意義や内容、それから方向性について伺っておきたいと思います。

まず前提条件としてお聞きしておきたいのですが、市の人口減少の状況について、令和2年国勢調査速報値から、 市としてどのように捉えているか、見解をお願いいたします。

〇 (総務) 企画政策室松尾主幹

令和2年国勢調査の速報値に対する見解についてですが、令和2年7月に策定した人口ビジョンの将来展望人口及び国立社会保障・人口問題研究所による推計人口と比較すると、いずれも国勢調査人口の速報値が若干上回ってはおりますが、前回、前々回と同様に5年間で1万人程度減少し、引き続き人口減少が進んでいると認識しています。

〇佐々木委員

その中で、まちづくりのマスタープランといわれる立地適正化計画はどういうものなのか、コンパクト・プラス・ネットワークというキーワードが出ておりますが、この言葉を中心に説明していただきたいと思います。

〇 (建設) 三浦主幹

立地適正化計画とはどういう計画かという御質問ですけれども、平成26年の都市再生特別措置法等の一部改正に伴い創設された、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画で、国土交通省が推進するコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえ、人口減少化においても、持続可能で効率的にまちづくりを進めるための計画でございます。

〇佐々木委員

都市計画マスタープランというものがあります。そのマスタープランとの違い、関係について、説明をお願いします。

〇 (建設) 三浦主幹

立地適正化計画につきましては、都市再生特別措置法第82条において、都市計画マスタープランの一部とみなすとされておりまして、都市計画マスタープランの基本目標に掲げられた目指すべき都市構造を具体化する計画となっておりまして、都市計画マスタープランを補完するものであると考えております。

〇佐々木委員

それでは、一般的な立地適正化計画の中に盛り込まれる内容はどういうことになるのでしょうか。

〇 (建設) 三浦主幹

法令におきましては、記載する事項が示されておりまして、計画に定める事項としては、計画区域、住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針、居住誘導区域と居住を誘導するための施策、そして都市機能誘導区域及び誘導施設と、誘導施設の立地を誘導するための施策などを記載することとなっております。

〇佐々木委員

そういう具体的な内容のものを本市が策定する際の基本的なスタンスについて伺いたいのですけれども、人口減少との関わりについて、歯止めをかけるとか、人口増を目指して策定するというよりは、人口減少、高齢化の下で、まちづくりをどのように進めるのかということでいいというふうに捉えていいですか。

〇 (建設) 三浦主幹

計画の基本的なスタンスといたしましては、人口減少下においても、持続可能で効率的なまちづくりを目指す計画でございますが、計画に基づく施策を推し進めることにより、生活利便性の向上や地域経済の活性化などが図られ、人口減少を抑制する効果も期待できるものと考えております。

〇佐々木委員

抑制効果もあるということですよね。市の基本的なビジョンも国が示しているようなコンパクト・プラス・ネットワークの考え方でいいのかどうか、さらに市独自のコンセプトがあれば、説明していただきたいです。

〇 (建設) 三浦主幹

委員のおっしゃるとおり、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を踏まえる形となりますが、この考え方を踏まえて、本市の計画の基本的なコンセプトとなる基本方針を今後策定していくという形になろうかと思っております。

〇佐々木委員

具体的な策定スケジュールについて示してください。

〇 (建設) 三浦主幹

策定スケジュールでございますが、大まかなスケジュールでございますけれども、まず令和3年度に基本方針を 策定し、4年度にこの方針に基づき、都市機能誘導区域などの設定を行いまして、4年度内の策定を今のところ目 指していきたいと考えております。

また、策定に当たっては、計画の性格上、今後の市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えられますことから、 市民との十分な合意形成を図るために、基本方針と計画全体について、それぞれパブリックコメントを実施すると ともに、計画全体については現在のところ4年度に市内9地域において、住民説明会を開催したいと考えておりま す。

〇佐々木委員

住民生活に直接関わるものですので、今お話いただいたように、市民の皆さんのお声をしっかり受け止めてつくっていただきたいと思いますけれども、実際のところ、策定することによるメリットがきっとあると思うのですが、その辺について説明してください。

〇 (建設) 三浦主幹

策定のメリットでございますが、立地適正化計画は計画に基づく施策を推進することにより、生活利便性の向上や地域経済の活性化などが図られるというメリットがございますが、国土交通省の都市計画運用指針において、本計画は計画制度と財政・金融・税制等による支援措置と結びつける役割を果たすものであるとされておりまして、国の交付金などの支援措置を受けられるというメリットもございます。

〇佐々木委員

私も調べさせてもらったのですけれども、この計画の問題点として挙がっていたのが、真にコンパクト化を目指すのではなくて、今言っていただいたような補助金狙いで立地適正化計画を策定している自治体が散見されるとその資料、本に指摘されていました。つまり、都市機能誘導区域を設定した上で、そこに公共施設等を整備すれば、補助金がつくので、それを狙うと。もっと露骨な場合については、都市機能誘導区域だけを設定し、居住誘導区域の設定は先送りにしている自治体もあるとありました。これは、こういう施設整備への優遇策だけを狙ったものと受け止められる、そのようなことにはなってほしくないと思いますし、公共施設再編を進める本市ですから、国の支援はありがたいことですから、そのためだけに策定すると見られるのは大変心外だと思います。

そのような残念な前例に入ることなく、まちの将来像を真剣に描く計画になると、本市の場合はそういうものだと言っていただいてよろしいですか。

〇 (建設) 三浦主幹

先ほど国勢調査の速報値に関する御質問がございましたが、人口はやはり自治体運営の基本となるもので、このまま人口減少や高齢化が進んだ場合、税収の減少や社会保障費の増加により、財政状況はさらに厳しさを増すものと見込まれ、このままの市街地の広がりではいつかの時点で現行の行政サービスが維持できなくなるおそれもございます。我々といたしましても、都市構造を見直す時期にあると考えておりまして、まちの将来像を見据えた本計画の策定が必要であるものと考えております。

〇佐々木委員

そのように進めていただければと思います。

現在の進捗状況についても伺っておきたいと思います。

今年度予算中、立地適正化計画の策定に向けた策定委員会の開催及び市民のアンケート調査の実施とありますけれども、策定委員会のメンバー、委員会に示す資料等の準備状況や内容について、何か今の段階で分かることがあればお聞かせください。

〇 (建設) 三浦主幹

まず、策定委員会のメンバーでございますけれども、学識経験者2名、関係団体7名、市民の代表5名、関係行政機関2名の計16名で構成する予定で考えております。

次に、委員会に示す資料についてでございますが、現在準備を進めている状況でございまして、詳細は申し上げられませんが、本計画は先ほど申し上げたとおり、今後の市民生活に大きな影響を及ぼすものと考えられますことから、十分な合意形成が必要と考えておりまして、市民の方々にも分かりやすい資料をお示ししていきたいと考えております。

〇佐々木委員

市民の皆さんが入ってのことですので、分かりやすい資料をよろしくお願いします。

もう一つはアンケートの内容について。市民の何を把握したいのかという意図や何かについてとか、アンケート 期間、アンケート手法などについて、説明をお願いします。

〇 (建設) 三浦主幹

まず、アンケートの内容とか意図につきましては、今回のアンケート調査は総合計画や都市計画マスタープランなどの策定の際のアンケート調査の補足として実施するものでございまして、いずれも計画策定に当たって必要となるものでございますけれども、市民の皆さんが日常、どこの地域の、どの施設を利用しているのかという日常生活圏に関する設問や、利便性の高い中心市街地や身近な地域の拠点周辺に移り住むことについて関心があるかどうかという設問。そして、身近な地域の拠点で日常利用する施設として、将来も必要な施設についての設問などとなっております。

アンケートの期間につきましては、今月の6月7日に皆様に郵送しておりまして、本日6月17日が提出の期限と、 消印有効の期限となっております。手法につきましては、郵送による調査で、市内に居住されている18歳以上の方 を無作為に抽出いたしまして、3,000人に郵送しております。

〇佐々木委員

先ほど言いましたけれども、都市計画マスタープラン以外に立地適正化計画と関連する主な市の計画はどんなものがあるのでしょうか。逆に、関連しない計画、施策がどれくらいあるのかというふうに聞いてもいいかなと思うのですが。

〇 (建設) 三浦主幹

関連計画に関する御質問でございますけれども、立地適正化計画は都市全体の観点から作成します居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランという位置づけがございまして、国土交通省の立地適正化計画作成の手引きにおきまして、地域公共交通、公共施設再編、住宅、防災、医療、福祉、学校教育など、多様な分野の計画との連携を図る必要があるものとされております。関わりには強弱がございますが、ほぼ全般的に関わってくるものと考えております。

〇佐々木委員

その中でも特にプラス・ネットワークの部分で、交通ネットワーク維持のために、地域公共交通網形成計画がありますけれども、そこの関わりについてだけ説明をお願いします。

〇 (建設) 三浦主幹

地域公共交通網形成計画との関わりでございますが、国土交通省の都市計画運用指針におきまして、コンパクトシティの実現に当たっては、公共交通の充実を図ることも必要であり、立地適正化計画において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と公共交通の充実が整合をもって定められることが重要であり、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画が整合をもって、効果的に機能するよう、十分に調整を行うべきとされております。

〇佐々木委員

ここまで聞いていても、策定の際は非常に多く、ほとんどの様々な市の計画との整合性を図る非常に大変な作業 になるだろうと思いますけれども、どのように整合性を図っていくのか、説明をお願いします。

〇 (建設) 三浦主幹

他計画との整合の図り方に関する御質問でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、大変な作業になると思いますが、建設部でまず各部の関連計画や施策の整理を行いまして、庁内に設置しました庁内調整会議で調整しながら、連携を図っていくこととなり、一体となって課題解決に向けて取り組んでいくという形になろうかと思っております。

〇佐々木委員

ここまでお聞きしまして、最初に述べたように、まちづくりのマスタープランは、そのとおりのことなのだと分かりました。頑張ってつくっていただきたいのですけれども、最後に一つだけ確認で聞いておきたいのは、国土交通省の手引きを見せていただくと、複数市町村による市町村都市再生協議会の設置を可能とするとともに、複数市町村で共同して立地適正化計画を作成できることを明確化と載っていました。北しりべし定住自立圏等を視野に入れて、本計画を考えてはいないのかどうか。そこのところだけお聞かせください。

〇 (建設) 三浦主幹

現在のところ、策定のタイミングの違いなどもあり、共同して策定することは考えておりませんけれども、今回のアンケート調査で日常生活圏に関する調査を行いますので、銭函や蘭島など他市町村に隣接している地域の方々の日常生活圏なども今後参考にしながら、将来的には定住自立圏等を踏まえた共同で策定することも想定されるものと考えております。

〇佐々木委員

そういう可能性も含んだ計画だと思いますので、よろしくお願いします。

◎おたる新幹線まちづくりアクションプラン「レンタサイクルの充実」について

おたる新幹線まちづくりアクションプランのレンタサイクルの充実についてお聞きします。

アクションプランを見させていただきました。せっかくその中の2次交通網の中にレンタサイクル、自転車のことを載せていただいておりましたので、少しでも内容の補強につながるように質問をさせていただきたいと思います。

利便性の高い2次交通網に、なぜここで自転車をもってきていただいたのか、その理由についてお聞かせください。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

自転車はまちを自由に散策できる、自動車とは違ったよさがございますので、アクションプランの中では新駅利用者がニーズに応じて移動手段をいろいろと選ぶことができるように、バス、タクシー、レンタカーに加えまして、それらと同列の2次交通の一つとしてレンタサイクルの導入も検討することとしております。

加えまして、新駅から宿泊施設へ荷物を運ぶ宅配サービスも併せて導入しますと、新駅から手ぶらでまちを散策 しながら目的地まで移動できまして、新駅利用者にとって利便性の高い2次交通の一つになるということで、ここ に位置づけたものであります。

〇佐々木委員

自転車での移動範囲、利用方法について、若干、今もお話いただきましたけれども、どのように想定しているのでしょうか。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

アクションプランの中で、レンタサイクルについては、プランのスケジュール上は令和10年度頃からとなっておりますけれども、ある程度、開業が近づいてから、具体的に検討を始める予定としております。策定時の想定としましては、主に新駅からまちの散策を経て、市内中心部のレンタサイクルの店舗やサイクルポートに返却、あるいはまた新駅に返却していただくような利用方法を想定しておりました。

〇佐々木委員

その中に、事業の可能性を見極める必要があるという課題解決のための方策として、新駅周辺のレンタサイクル 需要を踏まえた拠点の設置。その拠点とはどのようなものを想定しているのでしょうか。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

このレンタサイクルの拠点の設置には、ある程度事業として成立する見込みであることが設置の条件だと考えておりますけれども、新駅からは、それほど多くの需要はないのではないかと思われますので、策定時においては、 無人のサイクルポートのような形を想定しておりました。

〇佐々木委員

無人なのですね。私は、以前から自転車の質問を何度かさせてもらっていますけれども、その中で自転車活用が 小樽市で進められない理由として言われていたのが、小樽の道路は自転車走行には危ないのだと、そういう認識が あるのです。まずは、まち中、もしくはまちの観光地と新駅を結ぶ経路の安全点検だとか、自転車の通行上の安全 確保、こういうことをまず危険だというのであれば、そういうのは必要だと思うのですけれども、そういうことに ついては、考えられておりますか。

〇 (建設) 新幹線・まちづくり推進室品川主幹

まだそこまでの具体的な点検、検討には至っておりませんけれども、今後事業の可能性を調査していく中で、こういった新駅からの経路の安全確保等も検討してまいりたいと考えております。

〇佐々木委員

具体編がほとんどない中で、こういう話をするのもなかなか厳しいですけれども、ただいま私がいろいろと話をさせてもらって、実際に計画の具体編をつくるときに、参考にしていただければと思って話を続けさせてもらいます

先ほど新駅に無人という話がありましたけれども、新駅にレンタサイクルのお店なり、拠点を配置すれば、それで完了では全くないのです。今お話があったように、道路の安全策だとかも必要ですし、それから市内の自転車受入れ体制をもっときちんと整備しなければならない。走って行った先に、例えばコンビニのところに、自転車を置く場所があるとか、それから万が一故障したときにちょっとした工具があるとか、そのようなことは用意が必要だと思うのです。

前からこういう提案をしているのですけれども、そのようなことも考えに入れていただけるというのはいかがでしょうか。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

市内全体の受入れ体制ということになりますと、新幹線まちづくりよりも少し範囲が広がった話になるのですけれども、レンタサイクルが新幹線の2次交通手段の一つとして機能するためには、例えば新駅で借りて、中心部で返却するなどといった複数のサイクルポート間で自由に貸し借りできるような体制が必要なのではないかと考えております。

〇佐々木委員

このアクションプランでのレンタサイクルの扱いについて、自転車を使った観光周遊、サイクルツーリズムという考えもあるのですけれども、それについての視点はあるのかどうかについて、伺いたいのです。というのは、新駅と観光中心地を結ぶ移動手段の一つと考えているだけだとしたら、非常にこれはうまくいかないだろうと。そのためだけにつく業者は多分ないだろうと思うのです。

以前、私たち立憲・市民連合の会派視察で、長野県飯山市の新しくできた新幹線駅に視察に行ったのですけれど も、そこでは観光出発拠点として、アクティビティセンターを駅の中に造って、信越9市町村広域観光連携会議が それを運営し、アウトドアの観光拠点の役割を持たせていたのです。

そこでは、以前から私が言わせていただいていた電動アシスト自転車なども入れたレンタルを行って、そしているいろな人がそれを使って、実際に自然の観光を行う、自転車でもって観光を行うサイクルツーリズム、コースや何かもたくさん用意して、提示しているという使い方をしていました。

小樽市でいえば、例えば市内の歴史や文化、観光をめぐるコースとか、北後志を含めたサイクリング周遊コースとか、距離やテーマ別にいろいろなコースを設定することが可能です。かなり有望なコンテンツとしてもこれは認識されてきていますけれども、サイクルツーリズムの考えもここに入れて、こういうレンタサイクルみたいな2次交通としての自転車の可能性をつくっていくことが必要なので、そういうサイクルツーリズムの考えが入っているのかということでお聞きしました。いかがでしょうか。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

策定時におきましては、主に新駅と市内中心部ですとか、近場の観光地を行き来する手段と考えておりましたけれども、確かにまず多くの需要が見込めないだろうということで、事業の成立性、事業性がどうなのだというところは課題の一つだと思っております。それに対しては、魅力的なルートづくりですとか、そういった需要をつくっていくという視点も必要なのかなと今感じているところでございます。

今後、アクションプランの中では、新駅を基点とした観光プログラムも検討することにしておりますので、こういったサイクルツーリズムの視点も含めて、新駅を起点とした観光プログラムが充実するように検討していきたいと考えております。

〇佐々木委員

こういうものも入れてやっていくと、単なるレンタサイクルのお店を出すのではなくて、アクティビティセンターの機能を持った業者、そういうものも含めた業者の参入が期待できるのではないのかと思いますので、そういうところも考えに入れて、検討をお願いしたいと思います。

そのためにも、多分、きっと建設部だけの話ではなく、観光振興室だとか、他の関係機関とも協議して、今からなるべく話を広げてつくっていっていただきたいと思うのですが、その辺の進め方はいかがでしょうか。

〇(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

アクションプランは策定の段階において、小樽観光協会と観光振興室も入った中で策定しておりまして、推進においても、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会で推進していくものになっておりますので、その中で今後サイクリングも含めて、新駅を基点とした小樽観光の魅力づくりも議論していきたいと考えております。

〇佐々木委員

ぜひ今後に向けて、今日の話を生かしていただければ幸いです。よろしくお願いします。

◎小樽芸術村を中核とした小樽運河地区の文化観光推進拠点計画の認定について

小樽芸術村を中核とした小樽運河地区の文化観光推進拠点計画の認定について伺います。

このたび、本市歴史的建造物で構成される小樽芸術村を中核とした文化観光推進法に基づく拠点計画が道内から 唯一認定を受けたという報が入りました。歴史・文化・観光を中心に活性化を目指す本市にとっては、非常にうれ しいことですけれども、具体的にこの認定がどんな内容で、どこにどんな影響を及ぼすのかについてお聞きしてお きたいと思います。

そこで、まず前提として、文化観光推進法とはどのような法律なのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

まず文化観光推進法でございますけれども、昨年、令和2年5月1日から施行されておりまして、文化観光の振興、それから地域の活性化についての法律でございます。

文化観光の振興、地域活性化に向けましては、文化の理解を深める機会の拡大、それから、これによる国内外からの観光客の来訪促進が重要であるといったところから、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進が必要であるといったところが明記されておりまして、具体的には文化観光の推進に関する基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定について、それからこういった拠点計画・地域計画の認定に基づく事業に対する特別な措置、そういったものを講じるといったところが明記されているところでございます。

〇佐々木委員

その説明の中でありました、ここで定義されている文化観光拠点施設は、どういうものなのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

文化観光拠点施設の定義でございますけれども、三つ要件がございまして、一つ目としては、文化資源の保存や活用を行う文化資源保存活用施設。これは一般的には、博物館や美術館といったものを想定していただければと思います。

二つ目としましては、文化資源保存活用施設のうち、観光客が文化についての理解を深められるような解説・紹介を行っているといったこと。

三つ目としましては、文化観光の推進に関する事業を行う事業者と共同して連携していること。

この三つの要件を備えている文化資源保存活用施設が文化観光拠点施設として成立されているところでございます。

〇佐々木委員

そういう拠点施設に、今回、小樽芸術村が指定されたということだと思うのですけれども、先ほどの説明の中に もあった拠点計画とはどういうものなのか。

ほかにもう一つ、地域計画とおっしゃっていましたが、そういうものがあるようですけれども、その違いはどういうところなのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

まず拠点計画についてでございますけれども、文化資源保存活用施設は、先ほど申し上げました博物館とか美術館のことですが、この設置者が文化観光を推進する事業者と共同しまして、文化観光拠点施設としての機能を強化すると。そういったことが観光振興など、地域活性化に貢献するといったような事業内容を含めた内容になっているものでございます。一方、地域計画との違いにつきましては、計画に記載する内容につきましては、大きな違いはございません。

ただ、計画策定に当たりまして、市が単独、または共同して組織する協議会といったものを組織しまして、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的に推進する計画でございます。両者の端的な違いとしますと、拠点計画におきましては、文化観光拠点施設が1か所と。それから、地域計画におきましては、地域のより広いエリアを整備することが必要になってくるといったところがございますので、文化観光拠点施設は複数になる傾向が強いといったところでございます。

〇佐々木委員

これに今回認定された場合、国や文化庁、観光庁から、どのような援助があるのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

この拠点計画に明記した事業におきましては、文化庁になりますけれども、拠点計画に明記した事業に対する財 政的な支援としまして、原則、補助率3分の2を限度としました補助金がございます。

それから、海外向けプロモーションといったところから、日本政府観光局 JNTOが小樽芸術村での実施の事業におきまして、プロモーションをしていただけるといったような支援が得られるというように聞いております。

〇佐々木委員

認定に至る経緯についても少し伺いたいのですが、申請者は公益財団法人似鳥文化財団、それから共同申請者に 小樽市が挙げられていますけれども、市はどの段階からどのように関わってこられたのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

まず文化庁から、この文化観光推進法の法律概要といったものが示されている時期から、似鳥文化財団から御相談を受けております。拠点計画におきましても、市内における来訪客の動向、それから地域における文化観光の推進をどうしていくのだといったところを明記する必要がございますので、拠点計画の策定に当たりましては、似鳥文化財団と一緒に連携を図りながら、共同して作成したといったところでございます。

○佐々木委員

今回認定された内容について、かなり厚い資料が来ていましたので、かなりの分があると思うので、概略で構いませんので、お聞かせください。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

概略でございますけれども、まず現状分析といったところで、小樽芸術村の主要な文化資源の紹介、それから小樽芸術村での課題であるとか、小樽市、それから小樽芸術村の来訪客の動向、それから2025年度までの目標値としまして、小樽芸術村の来訪客満足度、総来訪者数、小樽芸術村での消費額、リピーター率、そういったものを明記しているところでございます。

具体的な事業におきましては、19事業明記しておりまして、一例ではございますけれども、文化についての理解促進としましては、3DVRコンテンツ制作、それからICTを活用した多言語音声解説といったものを整備いたします。

もう一つは、文化観光に関する利便の増進としましては、夜間開館、夜間コンサート、プロジェクションマッピングの実施といったものの整備をしたいと考えております。

それから、国内外への宣伝としましては、小樽芸術村で所蔵しております浮世絵の高精細レプリカといったもの、浮世絵を触ったりとか、裏から見たりとかできるようなかなり高精細なレプリカでございますけれども、そういったものをニセコ地区におけるサテライト展示会を実施しまして、将来的にはニセコ地域に来ていただいているインバウンドの方に実際のものを見てもらうために、小樽芸術村に足を運んでいただくようなサテライト展示会をしていきたいというふうに思います。

最後、施設設備の整備といったところで、似鳥美術館におきまして、可動式の展示壁画の増設をしたりとか、固定展示ケースを新設といったもので、現状、市の歴史的建造物の部分、なかなか展示するスペースの問題もございますので、そういったところの拡大をして、来訪客に満足していただけるような事業を実施していきたいというふうに考えております。

〇佐々木委員

そのうち、市が関わる部分はどういう部分があるでしょう。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

市が関わる部分ですけれども、今後、拠点計画に登載した19の事業の実施、それから目標値KPIの達成に向けまして、評価委員会といったものを立ち上げる予定でございます。評価委員会に当然、構成団体として共同申請者

として小樽市も参画をしまして、似鳥文化財団とともに情報共有を行いながら、事業評価に関わっていきたいとい うふうに考えております。

具体的な事業としましては、小樽芸術村、総合博物館、文学館、美術館などと連携事業としまして、各施設内でスマートフォンやタブレット端末等の機械によって、多言語音声解説を聞けるようなポータルサイトの構築といったような環境を増設する事業を今後予定しているところでございます。

〇佐々木委員

楽しみなものだと思います。共同申請者にはほかに小樽観光協会、一般社団法人ニセコプロモーションボード、 そして小樽堺町通り商店街振興組合が入っていますが、これはどのように関わっていくのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

共同申請者の関わりの部分でございますけれども、まず小樽観光協会につきましては、小樽市とともに評価委員 会の中に加わり、事業に関しての情報共有、それから事業評価に参画していくというところでございます。

それから、ニセコプロモーションボードにおきましては、ニセコ地区でのプロモーション、それから広報強化といったところの事業について、連携していきたいといったところでございます。

小樽堺町通り商店街振興組合におきましては、現在、和菓子づくり等のワークショップであるとか、関連事業を 検討しておりますので、そういった中で関わっていただくといったことを想定しております。

〇佐々木委員

この計画が進んでいくことで、本市にとって、どのような影響、それから波及効果があると考えておられますか。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

計画に伴う影響、波及効果といったような御質問でございます。この部分について、小樽芸術村を文化観光資源として磨き上げることで、将来的にインバウンド対応、それと夜間開館や夜間コンサートといったような対応を行ってまいりたいと考えておりますので、小樽運河沿いに強力なコンテンツが出来上がるというふうに考えております。そういった中で、観光客の滞在時間の延長であるとか、宿泊者数の増加につながっていくのではないかというふうに考えているところでございます。

また、拠点計画が小樽芸術村の来訪客の増加により入場料収入も増加するといったことも想定しており、文化資源の磨き上げとしまして、入場料収入の一部を収蔵品の調査研究、それから展示環境の改善といったものに再投資することを明記して、循環型の仕組みを明記しているところでございます。そういったことから、継続してコンテンツを磨き上げることに伴って、来訪客が増加しまして、地域活性化へ向けた好循環が創出されるのではないかというようなことを考えております。

〇佐々木委員

今予想されたような、いい循環が生まれてほしいと願います。

この認定を目指す取組の中で、似鳥文化財団から、旧三井銀行小樽支店の国の重要文化財指定を目指すという情報は、示されませんでしたでしょうか。何度か私もお聞きしているのだけれども、2017年に小樽市指定有形文化財、指定番号第9号に指定されているのです。それは、国指定を目指す一環だと、その時点では言われていたのですけれども、その後あまり進んでいる話を聞かないものですから、一緒に作業を進めてきたということですので、何かここで言える情報があれば、お聞かせいただきたいのですが。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

拠点計画の策定に当たっての国の重要文化財指定の情報があったかどうかということでございますけれども、拠点計画の策定に当たりまして、特段そういった国の重要文化財の部分を何か明記するというところは特に記載内容としては含まれておりませんでしたので、似鳥文化財団から、そういった情報は特にいただいておりません。

〇佐々木委員

ぜひこういうのも一緒に進んでいただければなと少し期待してしまいます。

最後に、今回の認定について、市の見解というか、市の思いというか、そういうのがあればお聞かせください。

〇 (産業港湾) 観光振興室田中主幹

昨年の5月に文化観光推進法が施行されまして、以降、似鳥文化財団とは連携しながら、拠点計画の策定をしてまいりました。そういった経過の中で、全国40か所の地域計画・拠点計画のうちの一つが道内唯一、この小樽芸術村を中核とした拠点計画が認められたことにつきましては、歴史を生かしたまちづくりを推進する小樽市にとりましては、大きな意味があったのかなというふうには考えております。

今後事業を進める中におきまして、より一層この計画の事業がプロモーション効果につながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、観光客の滞在時間の延長、それから満足度を高めて宿泊者数の増加にもつなげて、地域活性化につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

〇佐々木委員

最後に、ぜひ今いろいろお聞きしてきて、そういういろいろな効果もあるとお聞きしました。これと直接関係はないのでしょうけれども、これまでいろいろとお話をさせていただいて、そして市も進めるということで今進めていただいている歴史まちづくり法だとか、それから伝統的建造物群保存地区制度の関係の国の支援等についても弾みがつけばと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

〇委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

〇委員長

共産党に移します。

〇丸山委員

◎おたるプレミアム付商品券事業について

まず一般会計補正予算から、おたるプレミアム付商品券事業について、お聞きします。

こうした支援策については、市内事業者の方は待たれていると思いますので、否定をするものではありません。 代表質問で、より地元企業に支援が届く制度にするという観点で、小貫議員から質問がありました。市長の御答弁 は、昨年度より市内共通券を減らして地域応援券を増やしたことで、地元企業により配慮したという内容の御答弁 でした。

質問に入りますが、まず2020年度に実施した、まるごと小樽プレミアム付商品券事業についてですけれども、このときの商品券の概要について、御説明をお願いします。

〇 (産業港湾)藤本主幹

昨年度実施しました、まるごと小樽プレミアム付商品券事業の概要についてですけれども、額面1,000円の商品券13枚つづりのものを1万円で販売したものでありまして、1人2冊までお申込みいただけるものでございました。

コロナ禍によりまして、影響を受けている地元企業を支援するために13枚の商品券のうち、市内に本社、本店のある店舗のみで使用できる地域応援券6枚、市内全ての店舗で使用できる市内共通券7枚といったところでございます。

〇丸山委員

次に、商品券の販売実績について、お答えください。

〇 (産業港湾) 藤本主幹

商品券の販売実績についてですけれども、販売予定総数5万冊であったのですが、4万9,707冊、全体の99.4%が 販売されたということでございます。

〇丸山委員

市内共通券と地域応援券の販売実績の内訳と、それから市内に本社、本店がある店舗と、それ以外の店舗での換金実績をお答えください。

〇 (産業港湾)藤本主幹

市内共通券と地域応援券の販売の内訳についてですけれども、商品券1冊の中に市内共通券7枚、地域応援券6枚という構成でありまして、販売冊数が先ほど申しました4万9,707冊でございますので、これを掛け合わせますと、市内共通券が34万7,949枚、地域応援券が29万8,242枚という内訳になります。

それから、市内に本社、本店がある店舗における換金実績は36万6,940枚、それ以外の店舗での換金実績が27万7,059枚となってございます。

〇丸山委員

昨年度に行われた商品券事業の概要と実績についてお聞きしたのですけれども、商品券の販売冊数5万冊を用意 したところ、4万9,707冊販売できたということで、少し少なかったのです。今回、商品券の販売冊数を6万冊と計 画しているのですけれども、これはどういった考えで増やしたのかということをお聞きしたいと思います。

〇 (産業港湾) 藤本主幹

販売予定総数を6万冊に増やしたことについてですけれども、一つには市内の経済団体から少しでも多く消費喚起を図って、市内経済の波及効果を高めてほしいといった要望がございました。また、昨年度実施しました、まるごと小樽プレミアム付商品券事業では、1人2冊まで応募可能としたのですけれども、5万3,548冊分の申込みがありました。結果として293冊売れ残りが出たのですけれども、お申込みとしてはそれだけあったこともございまして、冊数を増やしても販売は可能だというふうに考えまして、今年度は1人3冊まで、6万冊という形にしたものでございます。

〇丸山委員

次に、昨年度の販売実績についてですけれども、先ほどお答えいただいたように、市内共通券については34万7,949 枚、地域応援券は29万8,242枚販売できたと。換金枚数を見ると、市外に本店がある店舗の換金枚数は27万7,059枚 で、市内に本社、店舗があるところが36万6,940枚ということで、逆転しているのです。逆転した理由はどういった ものだと考えているでしょうか。

〇 (産業港湾) 藤本主幹

経過から御説明しますと、まず令和元年度にも商品券事業を行っておりますけれども、このときの商品券事業の結果でいいますと、スーパーやドラッグストア、ホームセンター、家電量販店の4業種で7割の使用実績でございました。こういった結果を踏まえまして、昨年度実施したまるごと小樽プレミアム付商品券では、市内に本社、本店がある店舗のみで使用できる地域応援券を導入したところです。もう1種類の市内共通券につきましては、市外に本社、本店がある店舗と市内に本社、本店がある店舗の両方で使用することができたものですから、市内共通券のうちの2割、金額にして7,000万円分が地元の企業、本社、本店が小樽市内にある店舗で使用されたということでございます。結果として、合わせて商品券の約57%が市内に本社、本店がある店舗で使用されたことで、逆転されたような結果となったということでございます。

〇丸山委員

地元の企業を応援するという狙いが実現できたのだと受け取りました。

それで、昨年度参加した事業者がお客さんから商品券を受け取るわけですけれども、これを換金しなければなり

ません。換金する頻度をお聞かせいただけますか。

〇(産業港湾)藤本主幹

昨年度のまるごと小樽プレミアム付商品券では月2回としておりましたけれども、今年度の事業におきましては、 事業者の方の資金繰りといった面も考慮しまして例えば換金回数を少し増やすですとか、月2回ということにこだ わらず、期間中で何回という形で柔軟に対応できることも考えてまいりたいというふうに考えております。

〇丸山委員

私が昨年お聞きしたときに、月2回ということだったので、すぐ現金化できないことから、参加を見送っているとか、参加を検討しているお店があると聞いたのです。実際にそういったお店があったかどうかは、私は聞き取れなかったのですけれども、確かに週1回換金できるのと、月2回しか換金できないのでは毎日現金を回してお仕事している事業者にとっては、少しためらうところもあるのかということで今回質問をさせていただいたのです。

実際に商店街の方とぜひ検討、話合いをしていただいて少しでも地元の企業の皆さんが使いやすいような制度に していただきたいとお願いをして、次の質問ですが、地元の事業継続支援をより強く打ち出すべきだと思います。 重ねてお願いしたいと思います。

小貫議員の代表質問では、利用できる店舗について新型コロナウイルス感染症で減収している店舗に限定するという配慮も必要ではないかとも言っておりました。市長の答弁では、使える枚数について市内共通券と、地域応援券の枚数の割合を見直したということで答弁ありましたけれども、やはり前回、思っていたよりも地元のお店で使っていただけたということもありますし、今回6万冊に増やしたということもありますので、減収している店舗に限定することもしていただきたいと思いますが、枚数について見直すとか、あとは地域応援券については500円で使える。これお釣りが出ないと聞いていますので1,000円券でなくて500円にするなどといった検討はできないものでしょうか。お願いします。

〇 (産業港湾) 藤本主幹

今年度実施予定のおたるプレミアム付商品券事業ですけれども、市民の消費喚起を促して地域内に好循環を生み出して事業継続支援を図るといった目的でございます。まず、御質問にありました使用可能店舗をコロナ禍で減収した店舗に限定することになりますと、商品券事業の効果を高めるためには幅広く市民の皆さんに商品を買っていただいて消費喚起を図る必要があるのですけれども、商品券は何分市民の皆さんが使用されるものですから、使用可能な店舗を限定しますと少し市民ニーズからも離れてしまうのかなというふうに考えておりまして、少し難しいのかなというふうに考えてございます。

それから、地域応援券の割合について、もう少し増やしてはどうかという御質問でございますけれども、今回の商品券につきましても昨年度より1枚増やしまして、地域応援券の割合を増やしまして7枚ということで地元企業により配慮したものでございます。この割合につきましては、昨年度、道内で最も地域応援券の割合が高かった市が岩見沢市ですけれども、こちらと同一でございまして、地元企業にもできる限り配慮したというふうに考えておりますので、この割合で考えております。

それから、商品券の額面を500円にしてはどうかということでございましたけれども、仮に商品券を全て500円券とすると商品券の印刷経費だとか、換金に係る手数料を計算しますとざっと1,000万円を超えてしまう計算になってしまうことが大きいのですが、これに加えまして、コロナ禍によりまして市内来店客数が減っているというふうに聞いてございますので客単価を上げていくといったような支援も考えていくことも重要かなと思っております。委員もおっしゃっていましたけれども、商品券はお釣りが出ませんので、額面を500円にするより1,000円にしたほうが現金の使用を誘発できますので、客単価が結果として上がるのではないかというふうに考えていることと、換金の際に事業者は数えて持っていかなくてはならないものですから、こういった負担なども考慮して今回は1,000円というふうに考えているところでございます。

〇丸山委員

市内の事業者ですね、支援も欲しいと。でもお客さんに来てほしいとおっしゃっていた方がいて、本当にそのとおりだと思うのです。今回の緊急事態宣言は、今までの緊急事態宣言よりもさらに少し深刻さが増しているのではないかと。これは数字で検証したわけではありませんけれども、そんなことも感じた期間でしたので、本当にお客さんに来てほしいという事業者のお気持ちに答えられるような支援の事業にしてほしいということで、地域応援券と市内共通券の割合については、もう少し本当に見直せないものかと思います。

それで、参加企業を募集するのにまたチラシを作ると思うのですけれども、その中で地元企業を応援することを ぜひ打ち出していただいて、参加企業だけではなくて利用したいと思っている市民の皆さんもチラシを見て結構わ くわくしていたのではないかと思いますので、そういったところでも地域応援も打ち出していただくことをお願い します。

◎宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金と宿泊観光事業者応援事業費について

次に、宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金と宿泊観光事業者応援事業費についてお聞きしたいのですけれども、コロナ禍の現状を見れば宿泊事業者へのこうした支援は必要とされていると理解しています。「もっと泊マル、オタル。」キャンペーンがありまして、4月1日から開始して5月1日からは後志地方、胆振地方、日高地方に対象を拡大しましたけれども、5月15日から停止しております。この参加事業者数は何件ぐらいありますか。

〇 (産業港湾) 観光振興室松本主幹

4月1日からキャンペーン名を「もっと泊マル、オタル。」として実施しております宿泊施設誘客促進追加事業 費補助金の参加事業者は40事業者となります。

〇丸山委員

今回、補正予算が計上された宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金もこれと同様の事業と考えていいのでしょうか。

〇 (産業港湾) 観光振興室松本主幹

今回、補正予算で提出しております宿泊施設誘客推進加速化事業費補助金については、ホテルなど宿泊事業者が 宿泊割引する事業費を補助することで宿泊事業者を支援する仕組みは同様でありますけれども、今回の事業では宿 泊割引を利用された宿泊者に対して観光ギフト券2,000円分を配布し、市内での消費を喚起する宿泊観光事業者応援 事業費とセットで実施することで厳しい状況にある観光関連事業者を支援することとしているものであります。

〇丸山委員

宿泊観光事業者応援事業の概要と、昨年、小樽宿泊サンキュークーポンという事業があったのですけれども、今 おっしゃっていただいた2,000円のクーポンを出すということで似ている事業だったかと思うのです。昨年の小樽宿 泊サンキュークーポンの販売実績をお聞かせいただけますか。

〇 (産業港湾) 観光振興室松本主幹

昨年度8月から3月までの予定で実施しました小樽宿泊サンキュークーポンの事業名は宿泊観光事業者支援事業費となりますけれども、この事業を簡単に説明しますと、旅行事業者2社を公募により選定しまして、今委員がおっしゃった小樽宿泊サンキュークーポン付の宿泊プランの造成と販売をまず一つ。

もう一つは、小樽への送客実現のためのプロモーションこういった2点の事業を実施したところでありまして、 宿泊人数1人当たりにつきまして2,000円相当の商品券、これは1人につき1枚1,000円を2枚。全部で2万枚を用 意しましたけれども、これを1万人の方に配布し、市内のお土産店などの観光事業者を支援する内容でありました が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、宿泊プランの販売停止期間が若干発生しまして、計画枚 数2万枚のうち宿泊客に配布されたクーポンの枚数は8,238枚。そのうち8,017枚が市内観光事業者で使用されてお りまして、予算に対して40%の執行結果となっております。

〇丸山委員

日本共産党は「もっと泊マル、オタル。」キャンペーンの対象者を拡大する前の4月22日に申入れをいたしました。申入れ事項の一つに感染拡大防止のためにキャンペーンを中止することも当然想定されると。その基準を前もって明確にするべきだということも申入れたのですけれども、今回もまだコロナ禍が続いておりますが、もし中止するということになれば、その際の基準は示すことになりますか。

〇 (産業港湾) 観光振興室松本主幹

現在は事業停止しておりますけれども、4月から実施、使用しております、「もっと泊マル、オタル。」の中止に関する基準は、事業者向けに配布しておりますマニュアルにおきまして小樽市内に行動制限等が発令された場合ですとか、小樽市街での行動制限等が発令された場合には宿泊プランの販売・予約を中止するといったことを記載してございます。中止の判断基準につきまして、北海道などの対応も参考に総合的に判断するものと考えております。

〇丸山委員

そうすると、事業者は今回緊急事態宣言に入ったときもそうですけれども、入る前の数日間はいつまでこのキャンペーンが続けられるのかということでかなりやきもきされていたのだと思うのです。そういった意味で、この中止の基準を明確にというふうにも申入れたのですけれども、実際は難しいのかなということも理解はしますが、その点について事業者ともよく協議して、本当に基準はなくていいのかというところもぜひ再度御確認をお願いしたいと思います。

それで、6月20日にこの緊急事態宣言は解除されてこの後どういうふうになるかはまだ決まっていませんけれども、京都大学の西浦教授が8月には感染拡大の第五波が起きるのではないかという予想をしていると報道されています。この報道については、オリンピックの開催を計算に入れていないと聞きました。オリンピックがこのまま開催されればさらに感染拡大、第五波の開始が早まることも考えなければいけないわけです。デルタ株ですかね。そういったものが仮に広がってくると感染者が減少するのにも時間がかかるのではないかと、そういったことも危惧されると。

この事業自体が9月に実施を予定していますけれども、事業者としては、本当に今すぐにでもというお気持ちではないかと私は感じておりまして、こういった支援の形ではなく直接支援というふうにできないものかと。直接支援にして、早期に給付することは考えなかったのでしょうか。お答えお願いします。

〇 (産業港湾) 観光振興室松本主幹

直接支援に切り替え、早期に実施すべきとの御意見についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、特に厳しい状況にあります宿泊施設に対して、本市では昨年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、宿泊事業継続支援事業、またこれは上限1,000万円の支援金になりますが、宿泊業事業継続追加支援事業、さらには宿泊業事業継続緊急支援事業、こういった宿泊業の直接支援を目的とした事業継続支援を3度行ってきたところであります。

今後の対応といたしましては、国の支援がない状況ではありますけれども、宿泊施設のみならず厳しい状況に置かれているお土産店などの観光事業者にも効果が波及する事業として、誘客促進や消費喚起を目的とした費用対効果の高い事業を実施してまいりたいというふうに考えています。

〇丸山委員

財源の問題もあるのでそういったことも考えてのこういった支援になっているのだと思います。そういうことをお聞きすれば、ますますこの新型コロナウイルス感染症をどうやって早期に収束させていくかということは本当に大切なことであって、日本共産党は大規模な検査、定期的な検査、ワクチン接種の促進、それから十分な補償の三つを訴えて、新型コロナウイルス感染症を早期に収束していくというふうに提案をさせていただいているところで

す。オリンピックについても、これはもう今の状況で開催することができないのではないかと訴えをしているところです。

〇小貫委員

◎新型コロナウイルス感染症について

まず、4月や5月に入院や宿泊療養施設の入所に要した日数について説明してください。

〇 (保健所) 健康増進課長

4月、5月に入院、宿泊療養施設に入る日数、要した時間ですけれども、個別の病状だとか、家族の状況にもよるのですが、陽性が判明してから緊急入院を除きおおむね二、三日で処遇が決定いたしまして入院・入所ができております。

〇小貫委員

最大だと何日ぐらいなのでしょう。

〇 (保健所) 健康増進課長

最大ですけれども、必要な方については二、三日で処遇を決定して入院ができております。

(「最大で3日ということですね」と呼ぶ者あり)

〇小貫委員

この基準などはあるのでしょうか。何日以内という。

〇 (保健所) 健康増進課長

基準でございますけれども、入院についてはもちろん基準はございませんが、宿泊療養施設の入所を決める基準ですけれども、これについてもございません。

〇小貫委員

それで、現在新型コロナウイルス感染症の患者が入院できる医療機関数と病床数についてお願いします。

〇 (保健所) 健康増進課長

現在新型コロナウイルス感染症の患者が入院できる医療機関数と病床数でございますけれども、医療機関数は五つでございます。病床数は100床になってございます。

〇小貫委員

病状の具合によって違うと思うのですけれども、中等症までと中等症以上で分けるとどのようになりますか。

〇 (保健所) 健康増進課長

入院できる医療機関を病気の重症度といいますか、症状別でいきますと、中等症までの患者につきましては五つの医療機関全てで対応できます。重症で対応できる医療機関は一つになってございまして、あわせて、この重症の方を対応できる患者数でいきますと数人となってございます。

〇小貫委員

そうなった場合に心配なのが中等症の患者が重症化してしまった場合に、重症化を診る、いわゆる指定病院になると思うのですけれども、そこへ転院できるのかどうかを、4月からどのくらいそういう事例があったのかも含めてお願いします。

〇 (保健所) 健康増進課長

中症等の患者が重症化した場合に転院できるのかという御質問でしたが、こちらについては病状が進んだ患者につきましては重症を診る医療機関に転院できております。 4月以降のこのようなケースの実績値については9件となってございます。

〇小貫委員

そうなると、新型コロナウイルス感染症の患者が指定病院以外の医療機関から転院できずに亡くなることは、あり得ないということでよろしいですか。

〇 (保健所) 健康増進課長

実は、新型コロナウイルス感染症の患者は新型コロナウイルス感染症にかかる前に既に御病気で治療されている 方もたくさんいらっしゃいまして、新型コロナウイルス感染症というよりもそちらの基礎疾患、もともとの病状が 悪くて亡くなられる方もいらっしゃるので、重症の病院で全ての方が亡くなるということではございません。

〇小貫委員

次へ行きますけれども、高齢者施設の検査について、少し順を追ってやりますが、3月22日の厚生労働省の事務 連絡について内容を説明してください。

〇 (保健所) 柴田主幹

令和3年3月22日付の厚生労働省の事務連絡につきましては、検査の対象施設として特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者施設の従事者などを対象としまして、定期的に検査を実施することを要請されているものでありまして、実施頻度につきましては週1回、2週間に1回などの事例を参考にして設定するような内容になっております。

〇小貫委員

その後5月10日にも事務連絡が出ていますけれども、この内容はどうですか。もう少し簡単でいいので。

〇 (保健所) 柴田主幹

5月10日付の事務連絡につきましては、3月22日付の高齢者施設等の検査についてということで、これをできる 限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただけるように一層の取組をお願いしたいという内容でございます。

〇小貫委員

さらに、その後にも出ています。5月14日の事務連絡はどうですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

5月14日付の事務連絡につきましては、緊急事態措置区域となった都道府県に対しまして、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう一層の取組が要請されております。

〇小貫委員

最後に、本会議でも取り上げた5月28日の事務連絡はどうですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

5月28日付の事務連絡につきましては、高齢者施設等への検査について集中的検査の対象施設として入所系の高齢者施設だけではなくて、外部との接触機会の多い通所系の事業所等も対象とするよう検討することが要請されております。

〇小貫委員

今の事務連絡、いずれも高齢者施設の検査を推奨する事務連絡だと捉えてよろしいですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

いずれの事務連絡につきましても、高齢者施設等における集団感染を防止する観点から集中的検査を実施するよう要請されているものと考えております。

〇小貫委員

これらの事務連絡は、小樽市ももちろん該当になる自治体として捉えてよろしいですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

小樽市としても対象となると認識しております。

〇小貫委員

3月以降このような高齢者施設の検査を推奨する事務連絡は、どの程度届いてきているのですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

高齢者施設等における検査の実施に係る要請の通知につきましては、3月以降で四つの事務連絡が通知されているものと認識しております。

〇小貫委員

代表質問の答弁では、現状としては財源や施設側の業務負担の面から難しいと答弁されました。私が通所も含めて、また週1回も含めて拡大をという質問に対してですけれども。

ただいま厚生労働省からこうやって度重なる事務連絡が出ているのですが、検査の拡大に係る財源はどのようになっているのでしょうか。

〇 (保健所) 柴田主幹

高齢者施設等におけるこの定期的な検査の実施に係る財源につきましては、感染症予防事業費等負担金が2分の1の補助。このほか一般財源が2分の1となっております。

〇小貫委員

その一般財源に対する財源措置は一切ないということでよろしいのですか。

〇 (保健所) 次長

財源につきましては、令和2年度までは、この一般財源分について国の臨時交付金の算定基礎となると通知がありましたけれども、令和3年度については、まだ財源措置がどうなるかということが正式に通達されておりませんので、現在のところは一般財源での対応ということで考えております。

〇小貫委員

それで、こういった度重なる要請を受けているのですけれども、やはりやったほうがいいのではないですか。国がこれだけ出しているのに小樽市が月1回のままですと、通所系もやりませんとなって拡大した場合に、何で小樽市はやらなかったのかということになりかねませんか、どうですか。

〇 (保健所) 柴田主幹

高齢者の入所施設だけではなくて、財源も含めまして通所系の事業所にも拡大できないか今後検討してまいりたいと考えてございます。

〇小貫委員

急いだほうがいいと思います。

議事堂の話に移りたいと思います。

◎議事堂のステンドグラスについて

まず、上にステンドグラスがあります。これは私が1期目のときに元市議会議員の北野義紀さんが質問していた問題ですけれども、そのときの総務部長が迫市長だったのですが、この平成23年第3回定例会での議論の概略を説明してください。そして、その後市が取った対応も説明してください。

〇 (総務) 総務課長

議事堂のステンドグラスについて、平成23年第3回定例会での議論の概略ということでございますが、当時日本 共産党の議員でいらっしゃいました北野議員から、議事堂のステンドグラスを生かすことの意義といった形で御質 問がありまして、内容といたしましては、議事堂のステンドグラスは本来、自然光であったと。それが現在は閉ざ されているような状況になっているので、それでは歴史的価値が、意義が半減しているといったようなことで、最 終的には自然採光をするよう天井の改修を求めるという御質問でございました。

当時の答弁といたしましては、質問のとおり、当初は建屋の屋根がガラス張りとなっていたものが、その後、少し理由は分からないのですがトタン張りのものに変わっているといったようなことがありまして、最終的には11年度に行いました見積りの中で、雨漏りも含めた改修費が8,000万円かかるといったようなことから将来の課題とするといったようなことの答弁をさせていただいておりました。

その後の対応ですが、当時ステンドグラス自体が危険な状態にございましたので、翌24年度に落下防止のための 工事を行っているといったようなところでございます。

〇小貫委員

そうですね。平成11年のときに8,400万円かかるという話でしたけれども。

次に、このステンドグラスがある議事堂の歴史的、文化的価値について市の見解を示してください。

〇 (総務) 総務課長

ステンドグラスのある議事堂の歴史的価値でございますが、北野議員の質問があった翌年ですが、平成24年第3回定例会で先ほどの安全対策を行った後の経過の質疑が予算特別委員会でございました。その中で、当時、総合博物館の副館長から価値についての答弁がありまして、1点目としましては、ステンドグラスがついた議事堂は道内でほかに例はないといったようなことと、昭和8年の建築でいまだに現役である議事堂は非常に価値があるといったようなことで答弁をさせていただいております。

〇小貫委員

今、道内で例がないという話だったのですけれども、全国ではどの程度あるのかは分かりますか。

〇 (総務) 総務課長

全国全ての議事堂の数を把握しているものではございませんが、ステンドグラスのある議事堂ということでは、 例えば国会。これは衆議院・参議院両方になります。それから、京都市、静岡市などはステンドグラスがあるとい うことで聞いております。

〇小貫委員

それで、昭和1桁ですよね、今、先ほどの答弁を引用していましたけれども、こういう建築物を議事堂として利用しているのはどの程度あるのですか。

〇 (総務) 総務課長

昭和1桁の建築物を議事堂としているということでございますが、これも先ほどと同様に、全ての状況を把握しているものではございませんが、聞いておりますところでは京都市が昭和2年。名古屋市が本市と同じく昭和8年。 それから、静岡市が昭和9年ということで聞いております。

〇小貫委員

それで、現状どうなっているのですかということを聞きたいのだという話ですけれども、質問したいと言ったら 見に行ったということなので、現状どうなっているのかお聞かせください。

〇 (総務) 総務課長

現状ということでございますが、昨日、小貫委員から少しお話がございまして、私もこの4月からの本務に着任しておりますので、見たことがなかったもので見てまいりました。現状といたしましては、屋根の上に建屋がございまして、それは先ほど答弁申し上げましたようにガラス張りではなくトタン張りの建屋がございました。その内部についてなのですが、平成24年当時、北野議員から中を御覧になったときに、ガラスの破片ですとか長椅子ですとかまるで物置のようにガラクタが散らかっているといったような御指摘がございました。

その後の経過は少し分かりませんが、そのようなガラクタと言われるようなものは一切なく、内容といたしましては、ステンドグラスのところの上に板を渡してコンパネのような板もあったりとかしまして置いてある。特に物

があるという状況ではないのですが、板を渡してある状況になっておりました。ただ、そこに乗ると少し落ちるというのでしょうか。歩くと落ちるといったような少し心配のある状態になっているという感じは受けました。

〇小貫委員

この議論をする上でも、議員が少し見せてくれということで見せていただくことは可能なのですか。

〇 (総務) 総務課長

庁舎管理上の問題でございますが、一緒に行くことには、従来、北野議員も御覧になっている経過もございます し問題ないと思いますが、少し階段が多少たわむような状況もないこともないので危険が伴わないこともないとい ったような状況ではあるかなというところであります。

〇小貫委員

やはり、今の答弁を聞いていると改修を急ぐということだと思います。

それで、平成22年第4回定例会では、もう少したったらもう一度大きな補修が必要と答えていたのですけれども、 その後大きな補修は実施したのでしょうか。

〇 (総務) 総務課長

今、平成22年の議論の中で、もうすぐといったようなお話がございましたが、申し訳ございません。それは私のほうで承知しておりませんでしたが、質問がございました23年第1回定例会の本会議での一般質問を受けて先ほど申し上げました24年度では危険を防止するためにアクリル板を本会議場側から貼るといったような工事を行っております。

当時、何を想定して大規模な工事と言ったのか申し訳ございませんが、現在手元にないので答弁できません。

〇小貫委員

いや、北野議員は平成22年にも聞いているのです。

そのときは昭和61年、62年に総額2億円規模の工事をやったと。ところがその後、防水性にもうこの時点で問題があるという答弁があって、それを受けて当時の総務課長は、いや、もう少したったらやはりやらなくてはいけないという答弁があったのです。それでどうなっているのですかということなのですが、そうしたら現状、この時点で防水上問題があるという部分は相変わらず問題があるという状況で私たちは質問しているということでよろしいですか。

〇 (総務) 総務課長

ステンドグラスの工事ではなく、屋上防水という趣旨ということでございましたら、現状といたしましては、屋上防水の工事は行っております。

〇小貫委員

そして、その時点でそういう答弁があったので、平成23年につながっているのです。そこで、必要性は認めるという話だったのですけれども、やはりこれはきちんと計画をもって補修していくことが必要ではないかと思うのです。もうさらにあれから年数がたっていますし、相当日にちがたてばたつほどやはりいろいろ困難な面が出てくるので、先ほどの階段の話もそうですけれども、やはりきちんと補修の計画をつくって、直ちにやったほうがいいことはやったほうがいいですが、直ちにやってほしいとはさすがに少し言いづらいので、きちんと計画をもってやったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

〇 (総務) 総務課長

直ちに計画的な工事をということでございますが、当時の北野議員の質問に対しましても、大変歴史的な価値があるものでステンドグラスを生かすことで庁舎の歴史的価値が高まるといったようなことがございます。もちろん必要性は認識しておりますが財政的な問題で将来の課題とさせていただいていたという経過はございます。

財政状況が難しいといったような事情は一番でございますが、市役所の本館をめぐる状況といたしましては、今

の庁舎の公共施設の再編に関わりまして、市役所別館庁舎に合わせて本館につきましては、議会機能を集約するといった位置づけが現在、公共施設再編計画、それから公共施設長寿命化計画の中でされているというふうになっております。当然これには財政的な問題、あるいは耐震化の問題などいろいろなことをクリアしなければならないということはありますが、その中で併せて検討していくといったようなことは必要になってくると思っております。

〇小貫委員

先ほどの質問の、直ちにやってくれというのは、直ちに計画をつくったほうがいいのではないかという意図だったので、それは後で考え直しておいてください。

◎地元企業への優先発注について

最後に、地元企業への優先発注についてですけれども、第三セクターの優先発注について取り上げましたが、ところが三セクだからといっても結局企業体なのです。法的にこういったところに関与できるものなのかどうかというのはどうなのでしょうか。

〇 (財政) 契約管財課長

代表質問での市長答弁にもありましたが、あくまでもお願いベースとなりますけれども、地元企業への優先発注 について協力を求めていきたいというふうに考えております。

〇小貫委員

ただ、会社法上でいく株主の権利はもちろん認められているという、その範囲内でということでよろしいですよね。

〇財政部長

第三セクターにつきましては、実は平成26年に総務省から第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定についてという形で通知が出ておりまして、基本的には経営という視点ですけれども、他県ですが、県におきましては第三セクターの関与という指針の中でそういう受注につきましては地元発注についてお願いするというような形の文言が入っているところはありますけれども、やはり第三セクターは基本的には民間的な位置づけになりますので、第三セクターの中で判断していく形になりますので、我々としてはお願いをしていくというような形になるのではないかというふうに考えてございます。

〇小貫委員

たしか福岡県だったと思いますけれども、あれもお願いだったと思うのですが、やはり私もそうだと思うのです。 この協力を求めていくという答弁があって、その前段階として建設工事などの発注に関してはというのがあって、 その建設工事という範囲はどの範囲なのかをまず確認しておきたいと思います。

〇 (財政) 契約管財課長

建設工事などの範囲につきましては、建設工事や建設工事に伴う設計等業務委託、一般的な業務委託、賃貸借、 物品購入など、全ての契約について協力を求めていきたいというふうに考えております。

〇小貫委員

その確認が取れればよろしいのですけれども、そういった広く取るということを確認しました。やはり先ほども言ったように、協力が大前提になると思いますので、引き続き協力を求めていっていただきたいなということを言って終わります。

〇委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。